

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和8年3月17日（火）
午前10時02分～午後3時49分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長 委員 委員 議長	小林 憲一 藤 條 たかゆき いじま 文彦 三 階 道雄	副委員長 委員	いちち 恭子 池 田 けい子
--------------	-----------------------	---------------------------------------	------------	-------------------

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	健幸まちづくり担当部長	林 亜衣子
	協創推進室長	田 島 元	健幸まちづくり担当課長事務取扱	
	協創推進室次長事務取扱		企 画 課 長	小 形 雄一郎
	行政管理課長	大 島 亮 弥	資産活用担当課長	萩 野 健太郎
	広報担当課長	大竹口 直 柔	財 政 課 長	赤 松 勝 也
	情報政策課長	加 藤 広 二	総務契約課長	横 倉 妙 子
	総 務 部 長	藤 浪 裕 永		
	人 事 課 長	森 合 正 人	課 税 課 長	齋 藤 友美雄
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	経済観光課長	麻 生 孝 之
	市 民 課 長	松 下 恵 二		
	商業・観光担当課長	加 藤 大 輔		
	選挙管理委員会事務局長	高 階 靖 哲		

案 件

件 名		審 査 結 果
1	8 陳情第 1 号 法的手続中案件における議会への情報提供および議会関与の適正化に関する陳情	不採択すべきもの
2	8 陳情第 2 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	採択すべきもの
3	第 1 5 号議案 権利の放棄について	可決すべきもの
4	第 2 2 号議案 多摩市公契約条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第 2 3 号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	第 2 4 号議案 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7	第 2 0 号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
8	第 2 1 号議案 多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
9	所管事務調査 少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について	了承
10	行政視察について	了承
11	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	内閣府 S I P の取組状況について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
2	健幸ポイント事業（「TAMA るんるん ♪」）の取組状況について	健幸まちづくり担当
3	令和 8 年 4 月 1 日付多摩市組織改正について	企画課

4	多摩市国土強靱化地域計画の改定について	企画課
5	多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けた報告書について	企画課
6	令和7年度の広報活動報告と令和8年度の取り組みについて	秘書広報課
7	令和7年度のシティセールス活動報告と令和8年度の取り組みについて	秘書広報課
8	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額を活用した事業について	財政課
9	「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について	情報政策課
10	多摩市都市再生推進法人の指定等について	行政管理課 都市計画課
11	多摩市窓口サービス改革基本方針（素案）について	行政管理課
12	公共施設使用料の見直しについて	行政管理課 協創推進室 経済観光課
13	東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況について	資産活用担当
14	通勤手当実態調査の集計結果について	人事課
15	「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について	総務契約課
16	多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
17	第221回国会における税関連法の概要	課税課
18	おくやみコーナーの開設について	市民課
19	令和8年7月改選の多摩市農業委員会委員候補者の応募状況と今後の予定について	経済観光課
20	多摩市森林整備計画の改定について	経済観光課
21	多摩市観光まちづくり基本方針について	商業・観光担当
22	投票区の区割り見直しについて	選挙管理委員会事務局

午前10時02分開議

○**小林委員長** ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○**小林委員長** 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、8陳情第1号法的手続中案件における議会への情報提供および議会関与の適正化に関する陳情を議題とする。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等があれば願います。

○**藤浪総務部長** 本陳情については、市と当事者の間で何らかの争いがある場合に、両者が和解を目指し、ADR、これは裁判外紛争解決手続と申すが、これらの法的手続を行う事案について、途中経過を市議会に対して定期的に情報提供することなどを求める内容となっている。和解と議決の関係の現在の市の取り組みについて概要を説明させていただきます。

ご案内のとおり、市が和解の手続を行うに際しては、地方自治法第96条に基づき、議案として市議会に提案する。そもそものところとなるが、市と市民の方との間で何らか争いとなった際に、その解決に至るプロセスとしては、当該争いとなる事案の発生以降、市と相手の方との話し合いによる解決を基本にしながら、行政不服審査など規定の手段があり、陳情にあるADRといった手法、民事裁判など様々ある。また、その争いの内容については、事案によりケース・バイ・ケースという形になる。

次に、和解の意味合いであるが、対立する者が互いに譲歩して争いをやめ法律関係を確定させる契約とされており、互いの譲歩の結果として権利の一部放棄、市の施策や財政に影響することもあるために、長限りで処理をせず、事前に議会の議決を要するものと理解している。また、議決を求める時期についても、和解内容が固まった段階が適切とされており、以上を踏まえて市議会に提案をしている。

今回陳情の中で例示されているADRは裁判とは異なる民事上の簡易な紛争処理システムで、当事者間の協議内容は非公開となっている。また、一般にこの手続は短期間で終了し和解に至るが、これでも解決しない場合には他の手段を取ることも可能となっている。陳情にある議会説明のルールづくりは、非公開のADRの場で互いに譲歩をしな

がら争いをやめる協議をしている最中に第三者である議会に対してあらかじめ途中経過を説明することとなり、まだ争いがある中で議会の一定の関与を求める趣旨となる可能性があること、また、こうした制度があることで、当事者間で信頼関係を構築しながら早期に解決を目指す上で逆に支障となることも懸念されるものである。

については、議会に対して適宜適切に情報提供し的確にご判断をいただくための努力についてはこれまでどおり市としてもしっかりと進めていく所存であるが、本件陳情の内容は、地方自治法の趣旨、また諸般の懸念から慎重な検討が必要なものと考えている。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

○**いいじま委員** 8陳情第1号法的手続中案件における議会への情報提供および議会関与の適正化に関する陳情について、不採択の立場から討論する。

本陳情は、係争中案件における議会への情報提供や関与のあり方について問題提起をするものである。しかしながら、係争案件の取り扱いについては慎重さが求められるとともに、議会と執行機関の役割分担の観点からも制度として対応すべき性質のものではないと考える。よって、本陳情については不採択とすべきものとする。

○**小林委員長** ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきものという意見が1名である。よって、これより8陳情第1号法的手続中案件における議会への情報提供および議会関与の適正化に関する陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手なしである。よって本案は不採択すべきものと決した。

次に、日程第2、8陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定によりこれを許可する

ことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会が定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いします。

○陳情者(村上誠氏) 村上誠と言う。パワハラから職員を守る東京都民の会代表として村上が発言させていただく。

今回、総務常任委員会にて意見陳述の機会をいただき、ありがとう。

資料の2ページに、政党機関紙の購買関与について全国で実態調査が行われ、36自治体の調査結果を表にまとめている。平均して57%の職員が、購読時に心理的な圧力を感じたと回答している。

3ページ目、その内容としては、勧誘時だけではなく購読を続ける段階でも問題があり、職員の半数以上が購読をやめたいが議員に言えないと答えている。契約書がなく契約期間も定められていないため、職員の意思に反して不本意な購読と経済的負担が続くのである。定年になるまで自由にやめられないというのが、職員アンケートでわかったことである。

4ページ目、そして今回は、産経新聞で報道されネットでも話題になっている新宿区の政党機関誌問題をお伝えする。新宿区はアンケートで心理的圧力を感じている方を区がサポートして政党機関紙の契約を解除したい方を総務課に連絡するようにし、50名以上の管理職が解約解除を申し出、集団解約をした。それも調査をして実態がわかったので対応できたのであるから、今回の陳情ではまず実態調査を求めている。そして、つい先日、この陳情提出後に足立区と目黒区においてのアンケート調査も公表された。足立区においては117名の回答者で、勧誘を受けた方が78名、67%あり、そのときに圧力を感じた方は40名、51%の方が圧力を感じたと回答している。目黒区においては、61名の回答者のうち勧誘を受けた方が56名、92%の方が勧誘を受け、40名の方が購読し、そのときに圧力を感じた方が26名、46%というアンケート調査がある。議員の視点で見れば、強要していないとの弁明があると思うが、一方、職員の視点は断れず無駄とわかっていても続けざるを得ないということである。どちらの声を聞くべきかは明らかである。東

京都議会2025年3月議会において、政党機関紙勧誘に関する議員質問に対し総務局長は、庁舎内における政党機関紙勧誘は禁止であると明言した。

最後に、議会でもよくいただく実際にこうした相談はあったのか、相談がなければ必要性がないのではないかといった指摘もある。もちろん、職員から勇気ある告発があれば問題は正に向かうだろうが、現実的には声が上げづらいということが、このパワハラの本質である。職員に寄り添ってアンケート実施をお願いしたいと思う。本日の議員の皆様の討議を通して、職員に寄り添ってその一步を踏み出していただくようご協力をお願いします。ご清聴ありがとうございます。

○小林委員長 陳情者の発言は終わった。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明などあればお願いします。

○藤浪総務部長 特にない。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。

この際暫時休憩する。

午前10時14分休憩

午前10時17分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

○池田委員 8陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について意見を申し上げる。

私は、多摩市議会において職員に対して強制的に物を強要したりする議員はいないと信じている。だが、議員が強制ではないと思っていても、受け手側が断りづらいと思ったり圧力だと感じるのであれば、それは心理的負担を負わせてしまっていることになるので、やはり問題だと思う。

本陳情は、特定の政党や思想そのものを問題視するものではない。ただただ実態を確認して対応を図ってほしいということだと思っている。近年、全国の自治体でも同様の課題が顕著化している。我が党にも「公明新聞」という機関紙がある。もちろん、多くの方に読んでいただきたい。

しかし、繰り返しになるが、それが強要あるいは負担だと取られるのであれば、やはり問題だと思っている。したがって、実態調査を行うこと自体は中立性の担保につながると思う。もしかしたら喜んで購読しているという回答が

あるかもしれない。多摩市においても実態調査を確認し、断れず苦勞している職員がいるというのであれば、やはり適切な対応を講じることを避ける理由は全くないと考え、採択の討論とさせていただく。

〇いいじま委員 8陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書につき、採択の立場から討論する。

本陳情は、庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の実態について、行政に確認を求めるものである。庁舎は市民全体に奉仕する行政の場であり、政治的中立性が強く求められる場所でもある。また、職員が特定の政治活動に関して心理的な圧力を感じるような状況があってはならないことは言うまでもない。本陳情は特定の政党を問題とするものではなく、まず実態を確認し、必要であれば適切な対応を求めるという極めて穏当な内容である。職員が安心して職務に専念できる環境を確保するという観点からも、その趣旨は理解できるものである。また、行政への市民全体の信頼を確保するという観点からも、本陳情の趣旨は妥当であると考え。よって、本陳情の採択に賛成する。

〇いちぢ委員 それでは、8陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について意見を申し述べる。

この陳情はあくまで実態調査を市側に求めるということで、市民の代表であり公平公正な立場に立つべき市議会として避けるべきものではないと考える。さらに、私、議員の立場としても、私が所属する政党は政党機関誌を発行している。その立場で私がこの陳情を不採択とすることは公平性に鑑みて大変偏ったことと思われるので、採択の立場での討論とする。

〇藤條委員 8陳情第2号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書に対して、日本維新の会として採択とさせていただく。

これまで委員の皆さんは実態調査すべきというところで意見一致していると思うが、新宿区を皮切りにこうした調査が全国104の自治体で進んでおり、その中で半数以上の職員の方々が心理的圧力を感じたと回答しているという実態があるわけである。この実態調査を行わないことはパワハラを温存することにもなりかねないので、多摩市の庁舎内においてもしっかりと実態調査を行い、しかるべき対処をしていくべきであると思っている。よって採択とさせていただく。

〇小林委員長 これをもって意見・討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという

意見が4名である。採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものと決定した陳情については、市側に対応を求める内容のため執行機関に送付したいと思うが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇小林委員長 それでは、そのようにさせていただく。

次に、日程第3、第15号議案権利の放棄についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

〇藤浪総務部長 第15号議案権利の放棄についてである。本件は、令和4年、2022年4月29日に発生した庁用車15台の破壊事件に関わるものである。これらの車両の修理に係る損害賠償金について、債務者に対し文書や訪問により再三催告したが支払いがなく、催告と並行で調査を実施したところ本人に資力が認められず、今後債権回収の見込みもないと判断されることから、本件損害賠償金に関わる権利の放棄を行いたいというものである。詳細については総務契約課長から説明させていただく。

〇横倉総務契約課長 第15号議案権利の放棄についてご説明をする。権利の内容であるが、損害賠償債権となる。令和4年4月29日に庁用車15台のフロントガラス等を破壊した者に対して請求した損害賠償金で、金額としては28万5,501円である。こちらは車両の修理に係る経費となるが、この損害賠償金について債務者に対し令和4年度から令和7年度まで文書による催告を行った。また、相手方が市外へ転出したことから、催告書には支払いが難しい状況であれば詳細について市側に連絡をしてほしいという内容の文書も同封しているものである。

その後、相手側から支払いが困難な旨の文書と自治体が発行した証明書の添付があり、その内容からは損害賠償金の支払いが困難と判断できるものであった。

また、住所地にも訪問したが、表札はなく施設であるという表示があったことから、周辺を調査したところ施設が管理している建物であり、その状況からも動産、不動産を所有しているというところが見受けられなかった。

以上のような状況であることから、本人に資力が認められず、また今後債権回収の見込みがないと判断されることから、本件の損害賠償金に係る権利の放棄をこのたび上程するものである。

〇小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

〇池田委員 この事案、記憶にはあるが、原因というか、

この破損に至った理由はどのように掌握しておられるのか。

○横倉総務契約課長 こちらの事件については、令和4年2月14日、庁用車15台のフロントガラス等が破損されているのが発見されたのが最初の段階であった。その段階ではこの加害者が全くわからない状況であったが、その後、多摩中央警察署に私ども市側でも被害届を出しているところであるが、この事件について警察に犯人として逮捕されたところである。その原因についてであるが、当時は被疑者であったが、市の対応に対して納得がいけないことからこのようなことになったところである。その詳細については、裁判等もあり、この場では控えさせていただく。

○池田委員 いや、確認したかったのは、例えば事故と故意のどちらかと思って確認のため当時の話を聞いた。もし故意であれば今後市としてもこれから市民の方たちとの対応の中で何か気をつけなければいけないこともあるかと思う。様々な病気を抱えておられる等いろいろな状況もあるかと思うので、その確認をさせていただいた。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第15号議案権利の放棄についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

○小林委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第4、第22号議案多摩市公契約条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 第22号議案多摩市公契約条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案は、これまで同条例の対象から除外していた60歳以上の労働者等を来年4月から適用の対象とするため、条例の一部を改正するものである。詳細については総務契約課長から説明させていただく。

○横倉総務契約課長 第22号議案多摩市公契約条例の一部を改正する条例についてご説明する。本案は、多摩市公契約条例の対象となる業務委託契約と指定管理協定において

60歳以上の労働者等を適用対象とするため、条例の一部を改正するものである。条例の制定からこれまで多摩市公契約条例では、業務委託契約と指定管理協定においては60歳以上の労働者は適用対象外としていたところである。これは条例の制定当時、60歳以上の労働者に対して労務報酬下限額を適用すると、事業者は作業能率や作業効率の高い若い年齢層を優先して雇用し、最低賃金と同程度の賃金で働いている60歳以上の労働者の雇用の機会が減少するおそれがあるのではないかとという危惧があったことにより、当時福祉的雇用を守る観点から対象外としてきたところである。

しかし、その後65歳までの雇用確保が義務化されたことを受け、この60歳以上労働者の適用除外に関して、公契約審議会において中・長期的な課題として検討してきたところである。令和6年度に審議会からの答申で、昨今の社会情勢を鑑み妥当ではないため、全年齢の方に一律で適用する方向とすることが示された。これを受けて改正時期等を検討し、このたび、この該当の条文の部分の改正について上程するものである。

また、施行日であるが、令和9年4月1日となっており、同日以降に締結する公契約等に適用するという形になる。今回この周知期間を1年程度取ることによって事業者への影響がないように努めていきたいと考えているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○いぢち委員 この件に関しては、これまでこの委員会においてその都度丁寧に所管からのご説明もあり、かなり納得できるところと思っている。改めてこの議決に際し、条例の制定によって影響を受ける事業者側の受け止め、また今回そこを配慮して1年後に施行ということになったあたりの状況はある程度伺えたらと思う。

○横倉総務契約課長 私から先ほど令和6年度に審議会からの答申で条例の改正の方向とすることが示されたと申し上げた。その際に審議会の委員の方からも、事業者によっては影響を受けるところもあるだろう、また労働者にとっても影響を受けるところがあるだろうから、その辺りはしっかり事業者の意見を聞いてほしいということをお話いただいたところである。

それを受けて、例年事業者にアンケートを取っているところであるが、令和7年度についてはこの部分についても改めてアンケートを取ったところである。そういった中で、割合としては7%が対応に不安ということで回答いただいているところである。そちらの事業者には私どもで改めて直接お話等をさせていただき、事業者の方が改正のことに

ついてある意味勘違いをされていた部分もあった。心配な点などについても伺って、そこについて丁寧に説明し、結果として施行時期が令和9年4月1日以降であればある程度事業者としても事業所内で周知できるということで安心していただけたという経緯がある。

また、今回このような形で条例を改正するに当たってはやはり周知が必要だと思っているので、当然たま広報や市公式ホームページ等にも掲載するが、また事業者が掲示できるようなポスターも個別に改めて作成して今回議決いただいた以降に事業者にお配りし、事業労働者の方に配付していただいたり、事業所内で掲示していただくようなことも考えているところである。

○いぢち委員 まだ議決前であるが、1年後というその期間に関しては早い遅い、様々な感想があるかと思う。ただそれに際して周知の徹底も含めて所管が非常に様々な配慮や取り組みもあった上での決定ということで納得したので、特に事業者そして労働環境の保持という点で、これからも留意して進めていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第22号議案多摩市公契約条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第5、第23号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、第24号議案多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 第23号議案、第24号議案合わせてということである。両案については、本市の会計年度任用職員、また多摩市のいわゆる常勤一般職員についての育児と仕事の両立支援及び制度の利便性の向上等を図るため、条例の一部を改正するものとなる。

主な改正内容等については、まず会計年度任用職員に関する第23号議案の関係では、次の4点となる。1点目は休暇の名称の変更、2点目は小学校第3学年までの子を養育する職員を対象とする子育て部分休暇の導入、3点目は職種の新設と一部職種の名称変更、4点目は報酬単価の改定となる。

次に、第24号議案については、主な改正点としては2点、1点目は休暇の名称の変更、2点目は小学校第3学年までの子を養育する職員を対象とする子育て部分休暇の導入で、会計年度任用職員の4件のうちの前半2件と同様の内容になっている。詳細については人事課長から説明をさせていただきます。

○森合人事課長 それでは、まず第23号議案多摩市会計年度任用職員の任用勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案の主な改正点4点について、具体的に説明させていただきます。

1点目は、「生理休暇」の名称変更となる。取得する際の心理的抵抗感を緩和するため「健康管理休暇」に変更する。なお、取得時間についても現行の1日単位から時間単位での取得が可能となるよう併せて条例施行規則についても変更する予定である。

2点目、職員の育児と仕事の両立を支援する観点から子育て部分休暇を導入する。子育て部分休暇については、子を養育する職員から請求があった場合において、公務の運営に支障がない範囲で一日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを承認するものである。簡単に申し上げると、現行の育児の部分休業は小学校に就学するまでとなっているが、今回の改正によって小学校3年生まで拡大することになる。それぞれ根拠法令が異なることから、今回の拡大部分については新たな制度として「子育て部分休暇」という名称で導入するところである。対象職員については、部分休業を取得することができる職員を除き、小学校第3学年までの子を養育する職員で一日につき定められた勤務時間が6時間15分以上であり、かつ所定の勤務日数が週3日以上または月11日以上、または年121日以上ある職員となる。

3点目として、職種の新設並びに一部職種の名称を変更する。具体的にはデジタル化推進支援員と生活保護面接相談員、週22時間30分勤務の2種類を新設するほか、看護師（健康推進担当）の名称を看護師と短期看護師にそれぞれ名称変更するところである。

なお、デジタル化推進支援員の役割についてであるが、本市としては、多摩市DX推進計画に基づき令和9年度ま

で一部のものを除いて市民向けの手続を100%オンライン化することを目指している。オンライン化を進めるに当たっての業務のBPRやデジタルツールの活用についての専門的知見を持って職員への助言や支援をいただこうと考えている。

なお、報酬額については、GovTech東京のシニアスタッフの月額給与と同様の職種を設定している他自治体を参考に、時間単価3,500円をベースに週1回程度の勤務で月額10万5,000円に設定している。生活保護面談相談員、週22時間30分勤務については、現行の週30時間勤務に週22時間30分勤務を追加することで柔軟な勤務体系や人材の確保を図るための設定となる。

最後の4点目、多摩市公契約条例に基づき定めている労務報酬下限額が1,239円から1,315円に改定されることから、短期事務補助員、軽作業員などの23職種について報酬単価の改定を行うところである。また、養護教員エデュケーションアシスタント、教育活動指導員B、スクールサポートスタッフについては、東京都の令和8年度の補助額の上限が上がるため、同様に引き上げるところである。

改正後の条例の施行日は本年4月1日を予定させていただいている。

続いて第24号議案多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただければと思う。主な改正点は2点となる。

1点目は、「生理休暇」の名称変更になる。会計年度任用職員と同様、取得する際の心理的抵抗感をするため「健康管理休暇」に変更するところである。なお、取得時間についても、現行の一日単位から時間単位での取得が可能となるよう条例施行規則についても併せて変更する予定である。

2点目、職員の育児と仕事の両立を支援する観点から子育て部分休暇を導入する。子育て部分休暇については、子を養育する職員から請求があった場合において、公務の運営に支障がない範囲で一日の勤務時間または全部を勤務しないことを承認するものとなる。対象職員については、部分休業を取得することができる職員を除き小学校3年生までの子を養育する職員となる。

改正後の条例の施行日は本年4月1日を予定させていただいている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑は2案一括して承る。質疑はあるか。

○いいじま委員 会計年度任用職員の勤務条件の話であるが、1点「生理休暇」のところで聞く。今回「健康管理休

暇」という名前に変わったのは非常によかったかと思っている。

あと、これまでは1日単位での承認だったのが、これからは時間単位の承認という非常に柔軟な対応になったのも非常によかったかと思う。「生理休暇」を「健康管理休暇」に変えたが、対象の範囲を生理だけではなく、例えば女性特有の治療等もあつたりすると思うし、あと更年期障害で少し具合が悪くなってしまうたりする人、あるいは健康診断を受けて再検査をするときに休暇を使いたいという人もいるかと思うので、そういった対象範囲の拡大を今回検討されなかったのかお聞きしたいと思う。

○森合人事課長 特に生理休暇については、PMS、いわゆるその前の症状等職員によっていろいろな状況がある中で、今回職員アンケートでいろいろ確認をさせていただいた。その中で特に要望が多かったのが、名称の変更と、これまで1日単位でしか取得できなかったところを時間単位で取得したいということであった。

市としては、まず名称変更と取得時間の緩和の2つをこの4月にさせていただき、その取得状況や職員アンケートも踏まえて実態を把握させていただきながら、いろいろな休暇を合わせるということも改めて検討していきたいと思っている。まずはこの2件をこの4月から確実に実施させていただきたいと考えている。

○いいじま委員 ここは当会派の石山議員が一般質問等で質問させていただいたところであり、本当に取得がしやすくなり、うまく運用されていくことを期待しているので、ぜひお願いしたいと思う。

○いぢち委員 (2)のデジタル化推進支援員のところで伺いたいですが、このDXデジタル化というのはどの程度、例えば一、二年で対応が終わるのか、それともかなり長い間腰を落ち着けてこういった専門職も入れてやっていかなければいけないものなのか。その場合に、例えば先ほどGovTechの勤務体系を参考にされたということであったが、月30時間が多いのか少ないのかも含めて、今後の運用をどのように考えておられるのか。言ってみれば会計年度任用職員として10年20年単位で多摩市政のデジタル化をこの体制でやっていくのか、それとも今後の適宜改定も考えているのか、ざっくりとでよいので伺いたいと思う。

○森合人事課長 先ほども説明をさせていただいたが、まず市民向けの手続100%実施に向けて令和9年度を一つの区切りとしているので、今回設定させていただいている職員についてはそちらに注力していただくような形を考えている。

ただ、D Xを含めてデジタル技術の活用についてはオンライン化だけではないので、市としてはもう少し長いスパンで活用できればと思っている。さらに、その勤務条件については、まずは週1回程度勤務していただいてどのくらい市に対する効果があるのかを確認させていただきながら、場合によっては少しふやすような改正も今後検討していく必要があるかと思っている。

○いぢち委員 会計年度任用職員制度自体のことはさておいても、今後こうしたD Xデジタル化というのは、特に市民の利便性向上、職務環境の省力化というところで相当長いスパンで力を入れていくものだと思っているので、言ってみれば多摩市プロパーとしてしっかり腰を落ち着けて働いてくださる人材が必要なのではないかと私は思っている。そのことを意見として付け加えさせていただく。

○藤條委員 このデジタル化推進委員のところで照会したが、月額10万5,000円という金額だとかなり副業的な形になるかと思う。それで専門的な知見を持った優秀な方が本当に来てくれるのかというところが課題になってくるかと思うが、副業でということだと、例えばデジタル推進員の方に基本的に多摩市役所に出勤していただく形になるのか、場合によってはオンラインで出勤と認めてプロジェクトに参加していただくような勤務形態も視野に入れているのか、その辺りをお伺いしたい。

○森合人事課長 基本的には多摩市役所に週1回程度実際に勤務していただき、実際オンライン化の手続は所管の業務になるので、一緒に所管に入らせていただいているいろいろな助言アドバイスを含めていただくような想定で考えている。

○藤條委員 実際の業務をオンライン化していく仕事の中においては、現場の仕事を見ていただくという最初のステップはもちろん重要かと思う。それをオンライン化していくという中においては、デジタル推進委員の方の働き方も将来的にはオンライン化を目指していくようなところを見据えてぜひ進めていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第23号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第23号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤

務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第24号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第24号議案多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を願う。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第20号議案多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8、第21号議案多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○田島協創推進室長 今回2案、地区市民ホール条例と老人福祉館条例を改正させていただきたいと思っている。

改正内容に入る前に、簡単に経緯等を私から説明させていただければと思う。昨年、令和7年2月に、コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針をまとめた。その中で、コミュニティセンターやコミュニティ会館等コミュニティ施設には4種類あるが、そのうちの老人福祉館と地区市民ホールを併設している豊ヶ丘複合施設と今回対象としている諏訪複合施設、東寺方複合施設の3館についてはかなり老朽化も進んでおり、既に大規模改修の改修時期は過ぎていますが、今後の改修時期に合わせて世代を問わずに広くご利用いただけるようなコミュニティ施設、具体的にはコミュニティセンターなりコミュニティ会館に転換を進めていくことを、この基本方針の中で決定したところである。

老人福祉館という施設をこれまで多摩市としては整備してきたが、こちらの諏訪老人福祉館については昭和50年代に整備した施設である。当時は当然高齢化率も低く、また時代背景としても60歳定年の方が非常に多くおられ、それが当然の時代であったので、そういった定年を迎えられた

方向けに施設を整備し、特に都心等で働いていた方が地域に戻られてきて、その地域での居場所、地域の中で集まれる場所、サロンとしての場所が必要とされていた時代である。こういった時代から40年以上たっており、現在については、多摩市は確かに高齢化が非常に進行しているので必要性は今も継続していると思うが、将来的に多摩市も人口減少に転じていくと言われている。

そういった中で、持続的な行財政運営の視点から、老人福祉館といった施設だけではなく、公共施設全体をお子さん、若者、高齢者の方まで世代を問わずに多世代の市民の方がご利用いただける施設、いろいろな世代で限られた公共施設をシェアしていきながら使っていただく施設に転換をしていくことが、今はまだ策定中ではあるが、多摩市のアセットマネジメント計画の大きな考え方となっている。

今回、対象としている諏訪複合施設は、施設設備の老朽化が進行しており、以前調査した耐震基準については残念ながら公共施設としての基準を満たしていない。そういったことから、今回、複合施設としては閉館させていただく。その際に老人福祉館としての機能は廃止させていただき、もう一つの機能である地区市民ホールとしての機能については、今回諏訪会館という使っていない集会施設があったので、そちらの仮施設に移転して継続させていただく予定である。そういった施設については、今回は地区市民ホールとして継続するが、今後はコミュニティセンター、コミュニティ会館といったコミュニティ施設に、諏訪地区も永山地区もコミュニティセンターが整備されていないコミュニティエリアになっているが将来的には整備をしていきたいと思っているので、今回はこの3つの複合施設のうちの諏訪複合施設に入っている老人福祉館と地区市民ホールについて一部条例の改正をさせていただきたいと思っている。

まず第20号議案が地区市民ホールの条例改正になる。こちらは今申し上げたように、現在の場所での諏訪地区市民ホールについては今年の10月末をもって閉館しようと思っているので、そこで閉じる予定である。それに当たって、名称、位置、現行の使用料の規定については、第1条をもって削除していきたいと思っている。併せて第2条で、今度仮の施設として地区市民ホール機能については継続していきたいと思っており、先ほど申し上げた諏訪5丁目2番地に諏訪会館という施設があるので、そちらに今後移していきたいと思っている。

したがって、そちらについての名称、位置、新たに移った後の地区市民ホールの使用料の規定、附属施設としてのピアノの使用料等の規定を今回の条例改正で入れさせてい

たきたいと思っている。附則にあるが、今回いわゆる2段階で改正していきたいと思っているので、現行の施設を閉じる規定については10月末をもって閉じたいと思っているので11月1日から施行し、第2条の規定が、先ほど申し上げた仮施設に移った後の施設の位置や使用料等の規定になるので、こちらについてはまだ具体的にどこからリニューアルオープンするかをまだ決めていないので、附則にあるように公布の日から起算して1年を超えない範囲で規則で定める日をもって施行していきたいと思っている。予定としては、今回予算の中でも諏訪会館の内装の改修工事等を入れさせていただいているが、そちらの改修工事等を行い、引っ越し等準備行為を行った上で開館していきたいと思っているので、予定としては令和9年、来年の1月中旬頃を目指していきたいと思っている。

もう一つの議案が21号議案になるが、こちらについては老人福祉館条例の一部改正条例になる。冒頭申し上げたように老人福祉館という機能については廃止していきたいと思っているので、今現在、東寺方老人福祉館と豊ヶ丘老人福祉館、諏訪老人福祉館の3館あるが、そのうちの諏訪老人福祉館に関する規定について削るという改正をさせていただき、こちらについては申し上げたように、10月末をもって閉館していきたいと思っているので、11月1日から施行するという内容でご提案させていただいている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑は2案一括して承る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第20号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第20号議案多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第21号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第21号議案多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、所管事務調査、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についてを議題とする。

本件は継続案件である。

総務常任委員会では今期の2年間のテーマを、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についてとし、令和7年9月10日に本テーマを所管事務調査として正式に位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和7年10月に愛知県の名古屋市と高浜市へそれぞれ行政視察を実施し、委員間で視察の成果等について振り返りを行った。その上で、多摩市の地域コミュニティ施策の現状と課題を把握するために担当所管課に協力いただき、令和8年1月30日に勉強会を開催し、学びを深めた。1月の勉強会では、10月の視察を踏まえた上で本委員会として市に質問・提案を行うとともに、所管課として視察の成果をどのように捉えているか等について見解を説明していただいた。

話題となった主な内容としては、市で進めている協創の取り組みのうち、協創職員制度、地域協創市民活動事業補助金（ツナたま補助金）、多活動マッチング型の地域プラットフォームの3点に絞って改めて解説していただき、名古屋市、高浜市との比較や委員からの質疑応答を交えて、現時点での成果や今後の展望について伺った。特に3点目に関しては、第9期自治推進委員会の中間答申を引用しつつ、多様なスキルや趣味関心のある市民を掘り起こす従来の多活動マッチング型の地域プラットフォームと地域内での連携を進める協議会型プラットフォームの2層構造のプラットフォームの特徴を生かし、多摩市らしさを生かした連携協力体制の構築を目指していること及びモデルエリアで協議会型プラットフォームを試行的に運用し課題を洗い出した上で、これを改正地方自治法第260条の49に位置づけられている指定地域共同活動団体に指定することも検討していることが明らかとなった。

そのほか、所管課として感じる課題等について、例えばイベントの協力者は集まるが、イベントの運営を行うコア

メンバーをどう集めるかが課題であること、地域の中に1人のリーダーよりも10人のプレーヤーをつくっていくことが理想ではあるものの、実現はなかなか難しいこと等が示された。以上の内容を踏まえた上で、勉強会後に委員間で振り返りを行った結果、自治体独自の地域コミュニティ認定制度を取り入れている先進事例として、神奈川県茅ヶ崎市のまちぢから協議会について来年度に行政視察を行うことで合意した。

ここまでこのように進めてきたが、今後も先進市の視察を行うなど調査研究を進め、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について協議を行っていくことでご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

次に、日程第10、行政視察についてを議題とする。

本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。先ほど申し上げたように、1月の勉強会で視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調査の結果、5月に神奈川県茅ヶ崎市へ行政視察に伺うこととした。よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** ご異議なしと認める。

それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書（案）のとおり、委員の派遣について、場所及び日時は神奈川県茅ヶ崎市役所、5月18日午後2時から、目的は所管事務調査に位置づけている少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についての議論を進めるに当たり、茅ヶ崎市独自の地域コミュニティ認定制度であるまちぢから協議会について調査するためである。経費は約

8,000円、以上の内容で実施することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。

次に、日程第11、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前11時10分休憩

（協 議 会）

午前11時11分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会案件の1番、内閣府SIPの取組状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 協議会1の内閣府SIP戦略的イノベーション創造プログラムの取り組み状況についてご説明をさせていただく。協議会1の資料をご覧ください。

多摩市で昨年度より実証等へ協力を行っている内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムの取り組み状況である。昨年9月の総務常任委員会協議会で報告した後の取り組みとして、令和7年度後半に実施した2回のサービス実証を中心にご報告する。

資料の2ページ目をご覧ください。昨年10月に貝取・豊ヶ丘地域で10日間の日程で1回目のサービス実証を実施した。5名の方にご協力をいただき、実際の生活の中で各サービスを利用いただき、サービスの効果などを確認したところである。

3ページ目をご覧ください。サービス実証のイメージである。ご協力いただいた方の各ご自宅にそれぞれ声掛けロボットを設置し、地域のおでかけ情報などを配信した。また、ご自宅から外出先の目的地までの移動について小型自動走行モビリティを予約いただき、送迎を行った。なお、本実証でも排尿支援サービスについては利用を希望する方はおられなかった。

4ページ目をご覧ください。貝取・豊ヶ丘地域でのサービス実証の結果となる。実証の日数が短かったこと、また

もともと外出頻度が高く土地勘のしっかりした方が多かったということで、外出のしやすさや意欲の高まりについてはそれほど高い数字が見られなかったところである。一方、声掛けロボットについては、全員から満足したといったお声があった。

続いて5ページ目をご覧ください。個別の利用者の声を伺うと、例えば一番上の女性の方だと安心・安全に、また快適に移動できてとても助かるといったこと、また福祉機器を使うのは恥ずかしいが、このモビリティならば格好いいデザインだから利用しやすい、また真ん中の男性については、後半になるにつれて突発的な外出にも利用いただくなど、外出促進につながったといった面もあった。

また一番下のご夫婦であるが、もともとの5名の対象の方とは別の方となってくるが、チラシを見てぜひ利用したいといったことをご利用いただいた。ご主人が1年ぶりの外出になったということで、非常に喜ばれたといったことがあり、今後の可能性に期待ができる事例となった。

6ページ目をご覧ください。貝取・豊ヶ丘地域でのサービス実証で見えた課題として2点挙げている。1点目は、先ほど申し上げたようにもともと外出頻度が高い方が多いなど、体験者の外出意欲の変化が限定的であった。この点は、10月は初めての自動走行でのサービス実証ということもあり、地域団体から利用者の方をご紹介いただいたが、その際団体が配慮された部分もあったということである。

また、2点目であるが、路面に段差などがある場所については、モビリティのフロントタイヤの形状が特殊で、ダイレクトに路面の状況が伝わる場所もあり、乗り心地に改善要望を示される方が多かったところである。

こうした点を踏まえ、3月に2回目のサービス実証として永山地域周辺で実証を行った、それに向けた対応として2点行った。1点目が、まずモビリティ車両の改修を行った。大規模な改修は次年度行くと伺っているが、クッションの改善、フレームの見直しなどにより乗り心地の改善を行っている。また、中部地域包括支援センターなどから紹介をいただく形で、体幹に不安のある方にも参加をいただくといった形で実証を行った。

7ページ目をご覧ください。3月3日から10日間の日程で永山地域周辺で2回目となるサービス実証を行った。なお、資料上対象者6名となっているが、途中でキャンセルとなった方がおられたので、最終的に5名の方にご協

力いただいた形となった。実証内容としては、おおむね貝取・豊ヶ丘地域と同じとなるが、1点、一番下の赤字の部分であるが、商店街エリアから永山駅までの中距離移動もモビリティでトライしている。

8ページ目をご覧ください。本モビリティはラストワンマイルということで大体ご自宅から500メートル程度の移動の支援を念頭に置いているものになるが、商店街のエリアから駅前までということで約800メートルあるような距離についても走行を行い、30分ほど乗車いただくような運行も今回実証したところである。先週まで実施していたということで資料上はないが結果の速報を伺っている。今回は5名中5名全員が、外出のしやすさが改善した、外出意欲が高まった、また、モビリティについても満足したと回答され、外出促進の効果がえられる結果となったと伺っている。また、声掛けロボットについては、5名中4名の方が満足したと回答されているとのことである。また、ロボットについては、地域のお出かけ情報のほかにモビリティの予約のお知らせをしているが、忘れがちなモビリティの予約を知らせてくれるのはとても助かったと、参加された方皆様が言われていたということである。なお、片道に払う料金のイメージとしては500円と回答された方が多かったと伺っている。

以上が令和7年度後半のサービス実証の報告となるが、令和8年度の取り組みというところで、資料上はないが、大きく2点の取り組み予定を伺っているので、簡単にご説明できればと思う。

1点目が、モビリティの改修である。これまで利用した方からのご意見を踏まえ、乗りやすさ、歩道走行性を改善していくこと、また小型化という部分も含めて検討を行い、大幅な改修を行いたいとのことである。

2点目は、社会実装を想定したさらなるサービス実証ということで、今年度のサービス実証は10日間、またモビリティも1台という中で実施したが、次年度については期間を延ばして台数も複数台とし、併せて利用者の方も今回は5名だったがそこもふやした形で実施したいと伺っている。これらについては、また具体的にになったらご報告できればと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いぢち委員 非常に意欲的な取り組みを続けていただいている、今後どうなるのかを伺いたかったが、今ある程度お答えをいただいた。具体的にこの実証実験が目指すところというか、多摩市は小さい面積に山あり谷ありで結構いろいろな地域特性がある。特に気になるのが、

連光寺や聖ヶ丘などは非常にアップダウンが大きく、愛宕の一部もそうであるが、今後そういったところでも使えるように考えていくものなのか、それとも今やっているような比較的動かしやすいところに限定したサービスなのかということが一つ。

もう一つは、今のと関連するが、今の場合は駅までの移動を想定しているが、先ほど申し上げた、例えば連光寺、聖ヶ丘などはまずバス停まで行くのが大変である。特にそのアップダウンである。正直今のマシンでは急激な坂だと相当怖そうであるから使えないのではないかと思っているが、そのように例えばご自宅からバス停まで行くのが大変というニーズにも対応しようというような幅広い感じがあるのか。今伺った2点に即して今後どのようにお考えなのか伺う。

○林健幸まちづくり担当部長 まず地域の関係であるが、先ほどから申し上げているようにサービス実証については、現在貝取・豊ヶ丘地域と永山地域周辺でこれまで行っているところである。SIPチームから、走っているいろいろな方からぜひ私どもの地域でもというようなお声がけをいただいていると聞いており、どのようにエリアを広げるかというところは具体的になっていないが、意向としてはいろいろな地域で走らせていきたいというお話は聞いているところである。

ただ、具体的にどういうところまでなら走れるのかは、実際これからになってくるかと思う。貝取・豊ヶ丘地域で走ったときには結構急なスロープでもうまく走ることができたようなところはあるので、程度によってくると思うが、ある程度の坂道には即応できているかと思う。一方で、確かに2人のとき特に前の部分の座席は少し怖いところがある等、いろいろ併せて検討していくべき課題はあると考えている。

2点目にご質問をいただいているこういった場所での走行といったところで、自宅からバス停までの対応を具体的にご質問いただいたところであるが、実際今回永山地域は直接駅前に向かうような走行を行っているが、貝取・豊ヶ丘地域においては、ご自宅からバス停まで送迎し、バス停からはバスを使って駅前まで行っていただくことを想定しながらの走行も行った。主にご自宅から500メートルや800メートルも実施しているが、そういった周辺の中で直接お店だけではなく次のモビリティ、バスや電車等ほかの乗り物に乗るための接続点まで走ることも含めて様々な可能性があると考えている。

○いぢち委員 アップダウンもそうであるし、例えば今

回やった貝取・豊ヶ丘や永山のようなところと関戸・一宮ではまた当然違う。特に関戸・桜ヶ丘駅周辺などになると人の通行もあるので、また違った課題が出てくると思う。今後の展開は詳しくは未定ということでそこは承知したが、当然このモビリティが得意な面、不得意な面があると思うので、なるべく早くそういったところを見極めて、このモビリティもその地域の移動の有効手段の一つとして当然活用していただきたいし、こういうものでは間尺に合わない地域に関してはどうしていくかも併せて、この事業のことからは外れるが、そうした広い視点で今後も考えていっていただきたいと思う。それについて何かあれば伺って終わる。

○林健幸まちづくり担当部長 どういった地域に広げていくかというところは、本当に言われたように地域に応じてモビリティがうまくいくかいかないかということもあると思うのでよく見極めていきたいと思うし、ほかの福祉の面での外出の支援のような部分と組み合わせて使う等いろいろな方法が考えられるかと思うので、サービス実証を今後重ねていく中でいろいろな可能性を考えていければと思っている。

○池田委員 様々な場所での実証実験は大事だと思うが、一方、様々な天候によっての実証実験も大事だと思うので、その点のお考えを伺いたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 今回のサービス実証自体は10月と3月だったので、ものすごく天候がどうということはなく、雨の日があって走行できないときも少しあったところではあるが、雪が降ったりしてもものすごく寒い時期とものすごく暑い時期は避けたところになっている。

一方で、令和7年度前半に実施した技術実証では8月などの暑い時期にも実証し、一時的にひさしをつけたりコンパクトなクーラーを前に置いたり、そういったことで暑さ対策も実施した。また、一時的につけたひさしについては、少しの雨であれば走行が可能となっているところも効果があり、実際貝取・豊ヶ丘地域でサービス実証を行った際は、少し雨が降っているときにはひさしを一時的につけて走行したことも伺っており、悪天というか雨が強くなってきたりすると車両の状況・条件で走れないところではあるが、少しずつその走れる範囲も広がってきているかと考えている。

○池田委員 今のところ雨天は走行できないというスタンスでよろしいのか。

○林健幸まちづくり担当部長 言われるとおり現状雨天

時には基本的に走行できない。ただ、雨が強くないというか本当に小雨であれば、走行は可能だと伺っている。

○池田委員 あと、ご説明を最初伺ったときに、遊歩道の中でというようなイメージがあった。あとバス停まで行く、乗り継いでもらうという、そこまでの利用というイメージだったが、その際にモビリティを置く拠点は1か所ではないほうがよいと思った。今後台数をふやしながら実証もと言っていたが、この拠点となるような場所は1か所なのか、それともその地域に何か所か置く予定なのかについて伺いたいと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 その拠点となる場所を我々この実証の中では「モビリティステーション」と呼んでいるところにモビリティを置いて、そこで充電したりしている。現状今回のサービス実証については、1台であることもあるが、モビリティステーションはそれぞれ商店街の中心になるような箇所に設置させていただいたところであり、多分充電の都合もあり、現状その地域当たり1つぐらいのイメージかと思っているが、一方で、今回特に永山地域においては駅前までやるので片道30分、配車に2時間ほどかかってしまうような面があったと伺っているので、全体の走行可能性を見ながら、どのくらいの広い地域をカバーするのかに応じて検討していく必要があるかと考えている。それはモビリティステーションの数で対応するのか、モビリティの台数で対応するのか、いろいろな方法が考えられるかと思う。いずれにしても、利用のニーズに応えられるような形でやり方を考えていけたらと思っている。

○池田委員 あと、声掛けロボットには満足というような声があり、結局皆さんが望んでいるのは少し違う角度なのではというイメージというか感じがしないでもなかったが、この声掛けロボットの今後の、今は排尿がメインでというか、それが売りだったようなところもあるが、あるいはもう少し会話形式にする等、今回のアンケートの結果を受けて何か改善するような余地はあるのか。

○林健幸まちづくり担当部長 特に永山地域の詳細をこれからSIPチームから伺っていきたいと思っている。今聞いているところとしては、声掛けロボットで何の情報も流すかが結構難しいというか、ホームページ上にあるような内容だけ、利用者の方が求める情報だけではなく、実際現地に行って高齢者の方や利用者の方が利用されるような場所なのかといったところとセットで流す情報を考えていかないといけないようなことをお伺いしており、どういったものを流すのかは引き続き利用者の声

も聞きながら検討していく必要があると考えている。

○藤條委員 社会実験は非常に大事かと思うが、実際に地域に実装されるのがいつになるのかある程度目標なりを明確に示したほうが、市民としてもいつ始まるかわからないようだったら、日頃の足として当てにできないところもあると思う。そこら辺の目標を掲げないのかというところと、あと仮にこれが実装されても、先ほど言われた聖ヶ丘・連光寺の東部団地のような急坂の部分はこのモビリティだと厳しいのは明らかだと思うので、取り残されてしまう地域がやはり出てきてしまうと思うが、そうしたところへの対処はどのように考えているのかお伺いする。

○林健幸まちづくり担当部長 社会実装の具体的な目標というところでまずご質問をいただいた。この部分については今実証を重ねているところであり、具体的に多摩市としていつというのはなかなか申し上げにくい部分である。一方で、S I Pチームについては、内閣府のプログラムに沿って対応しているというところで、5年間の取り組みだと伺っている。今が5年間の取り組みの中の3年目に当たるというところで、そういった意味では5年目が令和9年度に当たる。そこがまず一つの区切りとなってくると考えているので、そこに向けてどこまでどういったゴールを目指すのかは、チームともよくコミュニケーションを取りながら検討していきたいと考えている。

それから、地域によっては急な坂があったりして難しいのではないかと、そういった地域についてどういう対応をしていくのかというところで、なかなかこのモビリティだけで全ての移動が解決するということはないと思うので、そういった部分については他のサービスも含めて様々な組み合わせで支援していくことになるかと考えている。この部分だけでは解決が難しいと思うので、様々な部署と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

○藤條委員 移動支援というところが様々あるので、では、公共がどこまで担うのかという部分もあると思う。今いろいろライドシェアの話も進んできて、首長がある程度決断すれば特定の地域でそうしたサービスをやることについてだんだん規制緩和も進んでいるので、多摩市民が市民を運ぶようなことも一部地域においては十分検討していただいて、市民の足をぜひ持っていただくようなネットワークをつくっていただきたいと思う。

○いいじま委員 これは3月5日のエコフェスタのときにパルテノン多摩の前に置いてあり、子どもと一緒に乗

らせていただいたが、乗り心地は思ったよりよかったなと感じている。急停止のときにはガタツときたときがあったが、楽しく乗らせていただいた。早く社会実装していただきたいと思うが、社会実装においては乗り心地も非常に大事かと思うが、どうやって事業化していくのか、どのように運用していくのかをしっかりと考えないといけないと思う。その点はどのように考えておられるのかをお聞きしたい。

○林健幸まちづくり担当部長 事業化の部分である。ご指摘いただいたように、主に費用面で、運行に当たっての費用をどのように賄っていくのが非常に重要であり、ここはまだ結論というか具体的なことは出ていないところであるが、S I Pのチームとも打ち合わせて今後よく検討していきたいと思っているところである。一部利用者の方に負担いただくといった面も必要だと思っており、そういった側面から、このサービス実証において、今のサービス実証では特段費用は取っていないが、アンケートの中で費用はどのくらいだったら払ってもよいと思うかというような費用イメージなどもお伺いしているところである。今後のサービス実証の中では、場合によっては有償でも試してみるといったことも含めながら、費用面の部分を含めて今後検討していきたいと考えている。

○小林委員長 私から1点。本質的なことではないが、資料の5ページ目で「ご主人」という言葉が使われているが、こういう公的な資料でジェンダー平等に反するような言葉を使うのは不適切だと思っているので、今後ぜひ改善していただきたいと思うが、いかがか。

○林健幸まちづくり担当部長 チームから出たものをそのまま使ってしまう、少し配慮が足りなかったと思っているので、改善させていただく。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件の2つ目、健幸ポイント事業（「TAMAるんるん♪」）の取組状況についてを議題とする。市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 協議会2、健幸ポイント事業（「TAMAるんるん♪」）の取組状況についてご説明をするものとなる。協議会2の資料をご覧いただければと思う。令和7年度10月より開始した健幸ポイント事業（「TAMAるんるん♪」）である。

2ページ目からご覧いただければと思う。こちらは

「TAMAるんるん♪」の主な取り組み内容を時系列に並べたものとなっている。昨年12月に総務常任委員会でご報告後、今年の1月にポイントを利用して応募いただく令和7年度の抽選会を実施した。また、1月から2月にかけてウェアラブル端末及び体組成計の追加の貸し出しを行ってきて、今年度の主な取り組みは終了したところである。参加者へのアンケートの結果なども含め、今年度の取り組み結果をご報告したいと考えている。

3 ページ目をご覧願う。まずアプリの登録者の状況である。2月末時点の登録者数が約2,000人となっている。アプリ説明会を行ったリリース直後の10月前半、それからアプリと連携できるウェアラブル端末と体組成計の貸し出しを行った11月後半から12月にかけて数が伸びた形になっている。また、利用者の内訳としては、40代から70代の方が中心となり、主な狙いとしていたターゲット層にアプローチできたと考えている。

4 ページ目をご覧願う。アプリでは、日々の歩数などに応じてポイントを取得することができる。そうしたアプリの基本機能を中心として皆さん多くポイントを取得しているが、そうした基本機能のほかに、イベントなどへの参加で多摩市が独自に設定したポイント付与対象がある。こうした独自に設定したポイント付与対象事業について付与回数が多かったものを確認したところ、日々のスポーツ施設の利用、定期的なウォーキングイベントといったものの獲得が多くなっていた。また、健診の受診を申請することでポイントの獲得ができるところ、健診受診による申請が全体の参加者の1～2割程度であった。様々なポイント獲得手段があった中で、一定の申請にとどまったところになっている。

5 ページ目をご覧願う。アプリ上で実施できるイベントとして、コースを設定し、コース上のチェックインポイントを回ってアプリでチェックいただくことでポイントがもらえるウォークラリー、期間中の累計歩数に応じてポイントがもらえるバーチャルウォークといったイベントも実施した。アプリ上で簡単に参加ができるので参加者数自体は多いが、例えばウォークラリーで最後のゴールまで到達する方は大分少なくなってくるといったところがあり、比較的全体の距離が短いほうが参加者やゴールに到達する方が多いといった結果になった。

一方で、ウォークラリーの中で上から2番目のコース名のところにある期間限定で年末年始で実施したが、神社をめぐる開運ウォークラリーについては、期間限定とした一方で、獲得できるポイント数をかなり高く設定し

たところ、その実施期間の短さに対して非常に多くの方に参加いただけたといった結果になった。

6 ページ目をご覧願う。アプリと連携して歩数、睡眠データなどを記録できるウェアラブル端末と体組成計の貸し出し状況である。2月末時点で330セットのうち、310セットの貸し出しを行っており、幅広い層への貸し出しを行った。利用者の方のうち7割弱がこの貸し出しをきっかけに「TAMAるんるん♪」のアプリ自体を開始したと言っていたおり、もともとはアプリを長く使ってもらうことを目的としていたが、アプリの利用促進自体にも大きく寄与したことがわかる。

7 ページ目をご覧願う。1月に応募期間を設けたポイントを利用しての抽せん会の結果である。1,000ポイントを1口として2,000円相当のa u P A Yクーポンが750名に当選するといった内容である。「TAMAるんるん♪」のアプリからの応募者は、記載にあるとおり588名となった。このときのポイントの利用者の獲得状況を分析すると、1月末時点では2,000人弱のアプリ利用者の方がおられたが、クーポンの応募ができる1,000ポイント以上を獲得している方が約半数であったが、そのうちの6割程度の方が応募された形である。

8 ページ目をご覧願う。抽せん会の結果をさらに分析しているほか、抽せん会に関するアンケートも実施しており、その内容を掲載している。年齢別の応募状況を見ると、各年代のアプリの利用者の割合と比較すると、70代の方の応募割合が低くなっているといったところがある。また、アンケート結果を見ると、多くの方がポイント不足を理由に応募しなかったと回答しているが、次いで応募方法が複雑過ぎるという回答が多く、70代に限って見ると応募方法が難しいということを理由とする方が一番多くなっていた。また、どのような改善があると応募しやすくなるかといった質問では、抽せんを行わずポイントと景品を交換したいといった声が多くなっている。

9 ページ目をご覧願う。利用者に向けた各アンケートの結果をお示ししている。まず「TAMAるんるん♪」を始めたきっかけであるが、知ったきっかけとしてはたま広報やチラシといった紙媒体をきっかけとする方が多かった。また、その理由ときっかけという部分では、健康づくりやポイント景品といった部分が理由になっている方が多いところである。

10 ページ目をご覧願う。利用者の平均歩数の状況である。時期によって上下しているところがあり、必ずしもその理由がはっきりしているものではないが、全体とし

ては上昇傾向が見られるところである。

11ページをご覧ください。こちらは、利用開始時のアンケートと1月に実施した利用者アンケートの結果の比較をしている。スポーツの頻度、1日の歩行の時間、幸福度についてそれぞれ一部伸びが見られるところになっている。特に参加後、より健康的な生活を送る意欲が高まったかという問いに対しては、7割以上の方が「高まった」「やや高まった」と回答いただいております、健康に関する意識は高まったことがうかがえる。

12ページをご覧ください。こちらはアンケートでいただいた利用者の声を一部掲載させていただいている。アプリの機能、インセンティブ、また利用に対するフォローなどに対して様々な要望などもいただいているが、参加することによって歩くようになった、モチベーションになっているといった声も多くいただいているところである。

13ページ目をご覧ください。令和7年度の取り組み結果を簡単にまとめている。総論としては、目標数は令和7年度1,000人としていたところ、2,000人程度の方にご参加いただいたということで、40代以上を中心に多くの方に参加いただけた。様々な事業やイベントに対してポイント付与、また対面での説明会、たま広報のほかチラシの積極的な配布により周知広報を行い、そこに加えウェアラブル端末の貸し出しなどによりアプローチを行い、多くの方の開始のきっかけとなったと考えている。アプリ利用の効果については、平均歩数など健康的な行動について増加の傾向が見られたほか、特に健康への意識については多くの方から向上したとの回答があり、一定の効果が見られたと考えている。

一方で、課題としては、参加状況を見ていくと、抽せん会の結果でもあったとおり、半数の方が1,000ポイントに達していないということで、十分な利用に至っていないことが考えられる。また、健診に係る申請についても1割～2割程度で、利用者が一定の方にとどまっている、また各機能の利用についても、フォロー会なども随時実施してきたが、日々問い合わせもあるなど、アプリの利用に難しさを感じている方も多いところである。抽せん結果からも、特に70代以上の方に対するアプローチに課題があるなど、どのようにより皆さんに利用してもらったらよいのかといった部分に課題があると考えている。こうした点を踏まえ、令和8年度については、アプリ機能の拡充などを行っていく。

14ページをご覧ください。令和8年度の取り組み予定として検討している内容をお示ししている。大きくアプリ機

能の拡充、インセンティブの多様化、利用促進企画の多様化によって利用者の拡大や健康的な行動の習慣ができる環境の強化をしていく。アプリ機能の拡充としては、予算決算特別委員会でもご質問いただいたが、まずアプリ内に脳トレメニューを新たに追加し、脳の活性化や日常的な利用のきっかけとしていきたいと考えている。また、ライフウェルネス検定のデジタル化を構築し、アプリからも受験でき、ポイントがたまるメニューを追加していきたいと考えている。

インセンティブについては、令和7年度は1回であったが、令和8年度は年間を通じてキャンペーンを実施していきたいと考えており、企業協賛を募りながらインセンティブの内容を含め多様化し、大きなポイント利用のキャンペーンとしては年3回実施したいと考えている。右側のアプリの利用促進企画としては、年間を通じて多様なイベントを実施し、健幸！ワーク宣言企業など様々な主体と連携し、ポイント付与対象となる事業を拡大していきたいと考えている。

また、デジタルデバйд対策といった部分であるが、アプリ説明会についても充実させ、新たに始める人だけでなく、今アプリを使っている方についても検討していきたいと考えている。今年度好評であったアプリと連携できるウェアラブル端末と体組成計の貸し出しについては、令和8年度も貸し出し範囲を検討しながら実施していきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○池田委員 実際に私もこのアプリを使わせていただいて、ポイントもためさせていただいて、ポイント還元に応募した。おかげさまで当たって2,000ポイントありがとう。だが、このアプリ機能の充実とインセンティブ多様化というところで、少し観点が違うのかと実際に利用してみて思ったが、ポイントをためるのに自分で記載しないといけないものが多く、そこがやはりネックなのではないか。要するに、健康無関心層あるいは高齢者の方などは、例えばであるが食事を朝昼晩と入れるとポイントがつくが、メニューを探したり自分で入力しないといけないというのがあり、それが非常に大変というか面倒くさい。例えば今写真をパッと撮ったらカロリー計算ができるものがあるので、例えば写真を撮ったらメニューがポンと出てそれが押せるのだったらよいかと思うし、例えば健診も、健診票をパッと写メで撮ればそれで受けられる。自分で入力しなければいけないというのが非常にネックになっていたのではないかと私は思う。そこをや

はり改善するべきではないかというのが1点である。

インセンティブに関しては、ポイントで応募でき、それでクーポン券をもらうわけである。そのままポイントが、例えば今a uだったが、2,000ポイントをポンとポイントとしてもらえるわけではなく、移動するわけではなくクーポン券をもらうので、私は何とか理解したが、高齢者の方に、当たったがポイントふえていないがどうしたらよいのかと言われた。クーポン券が出るのでそこを押すのだと言ったが、2,000ポイント、2,000円分をきちんとa uに入れて、買ったらそこで割引になる、引けるということが理解できていなかった。せっかく当たったが、それが理解できていないというのがあったので、もっと使いやすくすべきだと思う。そもそもa uのポイントに変換できるように、今東京アプリがそのようになっているが、そういう形と少しごっちゃになっている人もいたので、そのようにすればよかったかと思う。

また、ポイントがたまったら、そのままポイントで使って何か景品に変換できたり、もらえたり、何かに使えるようにしたほうがわかりやすいかと思う。たまったポイントで抽せんに申し込むのではなく、そのポイントで何かに換えることができたり参加できるようダイレクトにしたほうがもっと皆さん興味を持つのではないのかと思うが、その辺の考え方はなかったのか。

○林健幸まちづくり担当部長 大きく2点ご質問いただいたと理解している。1点目、その機能の改善ということで、自分自身で記入しないといけないことが多くて非常に手間がかかるといったところの改善はどうかというご質問だと理解している。特に食事記録についてはご自身で記入していただかなければいけない部分がある。

また、よくご意見としていただくのは、家庭料理がうまく入れられないといった部分がある。全体の基本的な機能なので多摩市だけで改善するのは難しい部分があるが、いただいているご意見などについては、事業者とも共有しながら、できる部分は限られてしまうと思うが、いただいたお声は共有していきながらやっていきたいと考えている。

一方で、全て自動化がいいのかという観点も考える必要があり、例えば健診の記録については、今回細かい記録は求めておらず、結果何だったのかを選択制で入れていただくようにしている。その心としては、受けておしまいではなく、改めて見直していただいて振り返りをそれぞれしていただきたい部分もある。食事の部分についても、面倒だという声がある一方で、そこを選んで入れ

ることがすごく脳トレになってよいというような声も実は個別にいただくこともあり、よしあしある部分もあるのかということで、全体どういったところがよいのか、皆様の声をいただきながら、やれること、やれないことがあると思うが、取り組んでいきたいと考えている。

2点目、インセンティブの部分である。今回いただいたように割引クーポンということで、数字に直接a u P A Yの部分で反映されないという非常にわかりにくい部分は、よくある反応として認識している。今回市内で利用できるといったところで限定をかけている部分もあり、こういう割引クーポンという形でしか配信ができなかったというような技術的な制約もあり、このような形になっている部分もある。いただいているご意見については、非常に良いサンプルをいただいているところだと理解をしていて、令和8年度いろいろ種類をふやしたり、商品との交換か抽せんかというのは予算の都合や上限数があるので必ずしも全てに対してはできないが、今回アンケートを取った中で、抽せんではなく交換にしてほしいというようなお声もいただいている。今回初めてであったので、全体どれぐらい応募あるか若干読めない部分もあり、どうしても予算との上限との兼ね合いから、抽せんという形ではあったが、今回の結果も踏まえながら令和8年度より皆さんにご利用いただけるように、設定の仕方とか含めて検討調整していきたいと考えている。

○池田委員 もちろん多摩市がつくっているものではなく、活用しているだけなので、そうだなと思う。あと1点だけ、食事のところはとても大事な観点かと思うが、結局自分でメニューを、家庭料理となっていたが、選べなかったのがたくさんあった。自分で打ち込むが、それで出てこないというのがたくさんあったので近いものを入れたりしていたが、とてもわかりにくかったかなというのがあるので、その辺は事業者ともやり取りしながら、例えば自分が食べたメニューを打ち込めばきちんとそれが反映されるようなことにしないと、中から近いものを選ぶのはとても大変だったので、そこは毎日のことだし3食あるので改善をぜひお願いしたいと伝えていただければと思う。

○林健幸まちづくり担当部長 いただいた点については、事業者とも共有しながらやっていきたいと考えている。

○いぢち委員 1点だけ。「TAMAるんるん♪」については結構お声をいただいている、要するに今の池田委員のお話にいろいろあったが、そもそも登録するときあまりに登録箇所が多過ぎるので結局途中でやめてしま

ったという声もある。同じようなことの繰り返しになるが、アプリそのものは多摩市が工夫してつくれるものではないので仕方がないが、ご意見としてそういうことがあったことはお伝えしておく。特に慣れていない方にも、もう少しとつきやすい仕様になっているとありがたいと思った。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

次に、協議会案件3番、令和8年4月1日付多摩市組織改正についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、次第の3番目、令和8年4月1日付多摩市組織改正についてご説明させていただく。詳細については企画課長からご説明させていただく。

○小形企画課長 それでは、組織改正についてご報告させていただく。資料については、協議会3の資料をご覧いただければと思う。

本日は、主に課をまたぐような事務の移管等々についてを中心にご説明させていただく。まず1番が市民経済部の納税課である。こちらは既に同じ執務室で業務を行っているところであるが、市税と国民健康保険税の適正な管理や効果的な徴収を行うために、納税課に保険年金課の保険税係を統合して税の徴収一元化の体制を整備するものである。

次に、2番目が健康福祉部である。こちらでは、生活困窮者やひきこもりなどの生活に困難を抱える方への支援においては包括的な相談支援体制の整備が進んでいるところもあり、生活保護のケースワーカーとの連携などを通じて相談者個々に対する支援を充実させるために、生活困窮者等の支援事業、また多摩市一般の地域包括ケアネットワーク連絡会推進事業を福祉総務課から生活福祉課に移管するものである。これに伴う両課の係編成についても併せて整理をさせていただくところである。

また、組織改正には直接影響ないが、米印のところに記載させていただいている自殺対策に関する業務につい

ても、今は福祉総務課で所管しているが、こちらを健康推進課に移管という形である。

最後に3点目、都市整備部である。都市整備部では道路交通課になるが、交通安全対策の一元化を含めた課内での事務の再編といった形での改正である。

具体的に申し上げますと、交通安全関連でも例えば横断抑止策や保護策といった交通安全施設の関係については今道路交通課長が担当しており、逆に交通安全教育等々のソフトの部分は交通対策担当課長が所掌している。これを一元化するのに合わせて、今は交通対策担当課長という担当課長であるが、これを1回なしにさせていただき、新たに道路の整備保全の担当課長の設置を行う。

これによって改正後は、新たな道路交通課長が道路占用を含めた道路認定といった道路の管理の部分と先ほどの交通安全施設も含めた交通安全対策あるいは公共交通や駐輪場対策といったものに対応し、新たに設置する道路整備保全担当課長は道路橋梁等の新設改良、維持、あるいは道路整備計画の策定、加えて今道路と公園の包括的な管理の検討もしている。そういった部分についてを新たに設置する道路整備保全担当課長が担うという形で再整備をさせていただくところである。

議会の皆さんともやり取りのある職務が同じ名前で役割が変わったりするところで混乱がないようにお伝えしたいと思うが、そのような改正を行う形である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いちち委員 2番目の健康福祉部福祉総務課であるが、これで見ると福祉総務課が相当減るのかというか、そうすると残った業務は何になるのかと、その内容を考えるところの異動は大変納得のいくものではあるが、先ほどのお話だとある程度人員の異動があるのかと思うが、その場合例えば部屋の面積もあるし、そういったこと含めて今どのようにお考えなのか。

○小形企画課長 もともと今回の組織改正の背景には福祉総務課に健康福祉部関係の細々とした事務がかなり集中していたところもあり、ここで改めて部内での再整理をさせていただくものである。それに伴い、まず人員と執務環境の部分であるが、現状福祉総務課と事務の主な移管先である生活福祉課は隣り合わせになっている。したがって、その両課の間に特に明確な仕切りはないが、そこをうまく調整することでお隣に動くような形のイメージであり、大きな影響はないかと考えている。

また、福祉総務課が引き続きやる業務であるが、福祉総務課は例えば民生委員の関係や保護司の関係、あるい

は社会福祉協議会の関係、福祉サービス、社会福祉法人の指導検査等々も行っている。そういったところは引き続きというような形になる。

○いぢち委員 そうすると、今までかなり福祉総務課に様々なことが集中していたのをむしろ業務的にふさわしいところへ異動させるということで、変な言い方であるが福祉総務が手薄になる、暇になるということではなく、より適正化を図ったという解釈でよいかと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件4番、多摩市国土強靱化地域計画の改定についてを議題とする。

市側の説明を願う。

○鈴木企画政策部長 それでは、次第の4番目、多摩市国土強靱化地域計画の改定についてご説明をさせていただく。こちらについても詳細は企画課長からご説明申し上げます。

○小形企画課長 それでは、国土強靱化地域計画の改定についてご説明させていただく。資料については、協議会用が2つあるが、タイトルに「計画の改定について」と記載されている、先に出てくるほうをご覧くださいければと思う。

多摩市の国土強靱化地域計画については、令和5年7月に国の国土強靱化基本計画の策定、また市としての第六次総合計画の策定も踏まえ、令和6年3月に改定を行っている。加えて、その後国の一部交付金あるいは補助金において国の事業名が明記されていることが求められるようになったことで一部修正を昨年行い、こちらの総務常任委員会にご報告させていただいたところである。

今回本計画とも密接に関連する多摩市地域防災計画が令和7年8月に改定されたことから、同計画と整合を図るとともに、昨年度と同様国の事業名に変更があったものについて併せて修正するものである。

2ページ目からが実際に改正前と改正後の新旧対照表であるが、幾つか具体的なものをご紹介させていただく。まず多摩市地域防災計画との整合という点については、7分の3ページ目の中段をご覧くださいければと思う。防災行政無線の点検・拡充という項目のところでは、新庁舎の建て替えを見据えて防災行政無線（本局）の機器更新等への対応が必要というところを追記しているとともに、その1個下の箱のところでは、小・中学生や高校生

などのほか、「防災ライト層」を対象としたイベントの開催や啓発活動の推進を追記させていただいている。

また、今回地域防災計画の改定の中のポイントの一つがスフィア基準の関係があらうかと思っている。7分の5ページ目のこちら中段のところであるが、避難所における避難環境の整備の中で、スフィア基準に基づく避難所整備を踏まえて大幅な追記をさせていただいているところである。そのほか、若干市の内部の計画の名称変更等があったものも反映させていただいており、どちらかという実態に合わせた部分での軽微な修正という形でさせていただいている。

なお、改定後の国土強靱化地域計画本編については、もう一つの資料につけさせていただいているので後ほどご覧いただければと思う。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件5番、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けた報告書についてを議題とする。
市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、次第の5番目、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けた報告書についてである。資料は2つあるが、最初のほうをご覧くださいければと思う。本年2月に多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会から本報告書の提出があったので報告させていただくものである。詳細については企画課長からご説明申し上げます。

○小形企画課長 それでは、引き続きそちらの資料をご覧くださいければと思う。

まずそもそもまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の概要で、こういった委員会なのかを簡単にご説明させていただくと、本委員会は市の総合戦略の推進に関して必要な事項等について協議して市長に対して報告を行うというところで、学識経験者や市民委員から構成されている委員会である。これまでは、第2期の総合戦略への取り組み実績の評価等を行ってきたが、何度も出てくる第六次総合計画を策定しており、こちらのページの中でもあるが、総合戦略については重点テーマ「活力・にぎわいの創出」のところに位置づけ、総合計画に横串を刺す形で一体化している。

また、こちらの総合計画についても来年度基本計画の改定を控えているところで、今年度については「活力・

にぎわいの創出」に向けた取り組み方針を見直していくための基礎資料にすることを想定して、こちらの委員会で報告書がまとめられたところである。

下にこれまでの国の地方創生の動きを書かせていただいているが、最近の動きだと令和6年12月にこれまでの10年間の地方創生の取り組みを振り返った上で、新たに「地方創生2.0の考え方」が打ち出され、令和7年6月には「地方創生2.0基本構想」が、さらに同年12月には「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定されている。

こういったところも踏まえ、次のページに参って、委員会で大きく2つの視点で検討が行われたところである。

まず1点目が、先ほど申し上げた地方創生2.0基本構想の中の基本姿勢・視点として、例えば関係人口の創出によるまちの活性化、若者・女性への着目あるいは新技術の徹底活用等々といったものが含まれている。そういったものを一つの視点にしているところと、もう1点は、4つのニューの視点から未来に向けてさらなる挑戦を続けていくという多摩市のブランドビジョン「くらしに、いつもNEWを。」のステートメント、こういった視点を併せて踏まえながら検討が行われたところである。

その上で現状の人口や将来見通しについては、(2)のところにあるが、多摩市の人口は人口減の増加、つまり、減少幅の拡大により近い将来はやはり全市的に人口減少段階に入ることは避けられない。一方で、都会の利便性や自然豊かな環境という両面を求める転入者も一定数いるし、来訪者についてもコロナのときには落ち込んだが、回復している。さらに外国人住民も増加傾向という中で今後転入増も見込まれる。この辺を前向きな変化と捉えているところであり、そういったことも踏まえて、例えば技術革新等々の社会変化などを的確に捉えながら、地域住民や地域事業者とともに新たな価値を生み出すような取り組みが必要だろうというのが大きな方向性としてまとめられている。

その上で、ページの最終ページになるが、改定の方向性ということで3つの「基本目標」と、基本目標達成に向けた「推進力」がまとめられている。ちなみにページの下部に現状の六次総における取り組み方針を記載させていただいているが、今回については、まず基本目標の1として、柔軟な働き方やキャリア形成・学び直しの支援あるいは共働きや子育て・介護中の方の暮らしを応援するような取り組み、そしてジェンダー平等や多文化共生の推進、そして理想の暮らしをかなえるための住まいの確保や交通利便性の向上といったような暮らしの基盤

づくりを1つ目の目標に掲げている。

2点目の基本目標については、事業者間の顔の見える関係づくり、新技術・サービスの実装に向けた実証実験のフィールド提供、あるいは駅周辺や南多摩尾根幹線における次世代につながる都市づくり、さらに健康経営の取り組みなど誰もが働きやすく活躍できる職場環境づくりを通じてビジネスの基盤づくりをというのが2点目である。

基本目標の3番目は、駅周辺のにぎわいの創出、ここはソフトの部分も含めてである。あと遊歩道や公園などの公共空間の魅力創出、そのための実証実験、多摩市の特徴を生かした地域ブランドの構築、そしてまちづくり活動を通じたまちの愛着心の醸成といったことを通じてまちの魅力づくりと発信をしていくといったことで、3つの基本目標が報告されている。

また、それらを進めていくためにということで、多様な主体とのプロジェクト等を軸にした実効的連携強化、ここは連携、連携という言葉ではなく実際にプロジェクトを通じてやっていくべきだろうという趣旨での実効的連携強化、あるいはエリアの垣根を越えた地域での連携、デジタル技術の活用が先ほどあったが、あとはトライ&エラーの場づくりということで、挑戦していくといった部分で基本目標達成に向けた取り組みを推進していくべきだろうというまとめになっている。

なお、こちらの報告書そのものはもう1つのファイルに格納させていただいている。かなり長くなるので本日はこちらの説明で代えさせていただくが、今後この委員会からの報告書を基本計画改定の基礎資料という形で、庁内での議論はもちろん総合計画審議会での議論にも活用していこうと考えているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件6番、令和7年度の広報活動報告と令和8年度の取り組みについてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、次第の6番目、令和7年度の広報活動報告と令和8年度の取り組みについてである。資料をご覧いただければと思う。1ページ目のところ、Pointとあるが、発信する市政情報の増加や複雑化に伴い、どうしても職員の作業量の増加や媒体の掲載自体にも限界が来ているところもある。また、情報

取得をする媒体が様々多様化している中において、いかに欲しい情報にたどり着きやすくするか、また興味を持ってもらうかが課題となっているところである。そういった面も含めて、2ページ以降で詳細を広報担当課長からご説明させていただく。

○大竹口広報担当課長 それでは、冒頭企画政策部長から現状の多摩市の広報を取り巻く環境をご説明させていただいたが、2ページ目をお開きいただいて、こちらから具体的な取り組みについてご説明をさせていただく。

まず2ページ目、多摩市公式ホームページの情報の探しやすさを向上させる取り組みである。現在多摩市公式ホームページはカテゴリーごとに情報が探せるようになっているが、全体のページ数が多く、比例して分類もとても多くて、階層も複数に分けて何回かクリックしなければ目的の情報にたどり着けないという課題がある。

そこで、記載しているとおり目的別のポータルページをまとめ、令和7年度は高齢者情報に特化した「たまびより」というページを開設した。ご自身の属性に応じて見ていただいて、目的のページにたどり着いていただくこともそうであるし、情報が届いていなかった人にも、たまたま別の調べ物で訪れたときに知らなかった情報を提供する機会となることを考えて、各所管と協力して取り組んだものである。

続いて7分の3ページ目である。こちら予算決算特別委員会でもご紹介させていただいた「生活miniガイド」の機能を多摩市公式ホームページ内に令和8年4月1日、来月より開設予定である。30問ほど「はい／いいえ」の選択肢に答えていただくと、ご利用される方々それぞれが必要な手続を一覧でバツとご案内して各手続にはその方法が記載されているページへのリンクも貼って、この状況に合わせた、パーソナライズ化した情報を利用者の方にご提供できるようにする予定である。

続いて4ページ目である。こちら以前ご紹介させていただいたが、多摩市公式ホームページに検索支援として生成AI検索機能を導入したいと考えている。こちらにより文章などでの検索が可能となり、検索者側の検索のしやすさ、サイト全体を見渡しての要約整理された情報の提供が可能となり、利用者の利便性が向上する。また、こちらは北区が同様のものを導入しているので、お時間があるときに、使用感等はそれほど変わらないのでご確認いただければと思う。

スケジュールとしては、3か月の構築期間を経て7月から導入する予定であり、併せて現在稼働しているAI

チャットボットに関しては、機能が重複することや職員の作業負担が重いことから、3か月の並行稼働期間を経て9月末をもって廃止する予定である。

続いて、5ページ目である。5ページ目には、たま広報やSNSにおける取り組みを記載しており、例年行っている多摩市広報部員による情報発信のほか、昨年は多摩市の公式Instagramを多摩大学附属聖ヶ丘高等学校の学生に乗っ取ってもらう企画、たま広報やSNSなどに登場していただく広報モデルの募集を新たに始めた。情報発信を一緒にする側に回っていただいたり、市民の方々が参加していただくことで、そのお友達が新たにご覧いただけるようになったり、その情報に愛着、関心を持っていただいたりすることを狙っていて、今後もこうした企画を回して多摩市のファンをふやしながら、情報発信の切り口についても多様なものを提供していきたいと考えている。

6ページ目である。こちらは現在『多摩市の便利な本』を官民協働で隔年発行しており、市内の在住者には全戸配布しているところであるが、前回の発行分から受託事業者から、紙代と人件費の高騰によって転入者分の冊子を印刷提供できないというお申し出があった。現状多摩市に引っ越されてくる方には、多摩市の情報が網羅的に掲載されている冊子をお渡しできていない状態である。

そこで令和8年度からは『多摩市の便利な本』にかわって『生活miniガイド』の発行を考えている。『多摩市の便利な本』との大きな変更点としては、ページ数を大幅に減らして12ページ程度を想定しており、それぞれの事業といったものの詳細情報の掲載をやめてつくり込むことを考えており、この冊子そのものから情報を得るのではなく、どこに詳細な情報があるのかをご案内するためのガイドとしての役割を持つものを作成しようと考えている。本リーフレットは、転入者及び市民の希望する方にもお渡しできるように毎年更新をしていく予定であり、発行は年が明けてできれば転入シーズンの3月に間に合うように2月末までに作成できればと思い作業を進めているところである。

最後に、7ページ目である。こちらは内部の工夫を掲載したものでご参考までにご覧いただければと思うが、単独で発行していた政策情報誌をたま広報への折り込み発行に変えること、たま広報をアプリやホームページで見ると要らないという方からの配布停止連絡を電話しなくても思ったときに気軽に行えるようウェブ受け付けを開始することを行い、少しずつ利便性の向上と経費や

職員の手間を削減していく取り組みを今後も進めていく。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件7、令和7年度のシティセールス活動報告と令和8年度の取り組みについてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 次第の7番目、令和7年度のシティセールス活動報告と令和8年の取り組みについてご説明申し上げる。資料の1ページ目をご覧くださいとP o i n tというところがあるが、公園や遊歩道等の優れた都市基盤のハード価値・評価は全国的にも高いレベルにあると様々な指標の中では出ているが、やはりWe l l - B e i n gにつながる生活ソフト価値の向上が今課題となっている。それらに対する取り組みについて2ページ以降の詳細を広報担当課長からご説明申し上げます。

○大竹口広報担当課長 それでは、2ページ目をお開きいただければと思う。こちらには、これまでの振り返りと今後の方向性をおさらいで記載しており、今年度からはこれまで行ってきた基本的な取り組みを継続しつつも、ウェブを中心にPRに重点を置きながら事業を実施しているところである。

15分の3ページ目をお開き願う。まずは多摩市の現在地ということで、こちらは市外の方から見た多摩市のイメージなどについての各種民間調査結果を経年で追っており、そちらの表である。ここ5年での最高順位をピンク色で色づけしており、おおむね向上してきているところである。市長の施政方針でも記載した子育てしやすいまちランキングでは今年度5位という結果になった。

4ページ目をお開き願う。こちらは多摩市が隔年で行っている近隣5市区へのインターネット調査である。令和6年度に目標としていた数値を達成できずに、改めて令和8年度に目標を設定し直したところである。23区の不動産価格の高騰の影響もあり、都心より郊外の評価が高まっており、中でも住まい、環境、買物や趣味などのアクティビティといったものがそろっていて都心へのアクセスもよい場所に評価が集まっているところである。

続いて5ページ目をお開き願う。こちらには多摩市に実際住んでいる方々の調査をまとめている。こちらも見えていただくとわかるとおり、市外の評価と同様の動きとなっている。

6ページ目をご覧ください。こちらは先ほどの中身を分析

したものになるが、子どもを遊ばせる場所や公園、遊歩道といったものに起因する安全、こうしたインフラ価値に評価が集まっている一方で、活気やにぎわいなどについては課題が感じられる順位となっている。こちらは実感の調査も交えているので、実際にはあるが伝わっていないような情報も多くあるものとして捉えている。

7ページ目には世論調査の結果を記載しており、例年ご報告している課題項目については年々数値が改善してきている傾向にはあるので、だんだん伝わってはきているという反面、いまだやはり実感として感じていただけないという否定評価のほうが数値としては高いという状況である。そこで、下に記載の①から③の多摩センター、多摩ニュータウン、せいせきカワマチといった新たな動きやにぎわい価値につながることを重点テーマに置いて情報発信を現在進めているところである。

8ページ目をご覧ください。ここから実際の活動報告であるが、まずは発信する魅力的なものや事といったものを所管と連携してつくり上げるファクトづくりと呼んでいるものをまとめてある。令和7年度は、後ほどご説明するがメディアにおける団地への評価の変化が見られたので、団地関係やニュータウン内での新たな活動などの記事化が進んだところである。

9ページ目である。こちらにはシティセールス担当で行ったメディアプロモートの実績を記載している。発信方法は、@ P r e s s やPR T I M E Sと呼ばれるニュース配信サービスを活用したり、後方支援業務委託の受託事業者の広告代理店が直接テレビなどにプロモートをかけたり様々であるが、全体の広告効果は約3億円となった。先ほど申し上げたとおりニュータウン団地の記事としては、空き家実態調査をもとにしたもの、諏訪名店街の新しい店舗さんを中心としたにぎわいなどが大きく露出できたものである。

10ページ目をご覧ください。こちらにはインフルエンサーによるインスタグラムでの多摩市の魅力発信の実績をまとめている。昨年は数万から10万程度フォロワーを持っているマイクロインフルエンサーと呼ばれる方々に6本の動画での情報発信をお願いしたところであるが、今年度は数千から数万くらいのフォロワーを持つナノインフルエンサーという方々を起用し、その分、昨年6本だったものが本数をふやしてトライしたところである。こちらでもテーマに沿って発信したり、目標としていた40万リーチに対して現時点で66万リーチと昨年よりも好調な伸び率であり、多くの市外の方に多摩市の魅力をご覧いた

だくことができたものである。

11ページ目をご覧ください。こちらはまだ完成していないが、現在編集集中のシティセールス用動画の作成についてである。右上にキャプションをつけているが、このようなイメージで作成しているところである。記載のとおりの内容でテーマ別に5本作成しており、それぞれSNSなどで後々利用できるように3分・1分・30秒のバージョンをつくる予定である。完成は3月末間もなくを予定しており、出来上がったなら市のユーチューブなどに掲載していく。また、12月議会で債務負担行為をお認めいただいた追加の1本に関しては、桜や新緑の季節を撮影して、多摩市ならではの新鮮を感じるような新生活を感じることができるような映像をまとめる予定である。

12ページ目をご覧ください。ここからは令和8年度の活動についてであるが、表に記載しているとおり都内の年少人口の増減について調べたところ、2025年の調査では多摩市は9位であった。上から9番目である。大きな要因は都心部の不動産価格の高騰と捉えているところであるが、転入者の年齢構成を見ても、シティセールスのターゲット世帯である20代から30代が多く、Pointにも記載のとおり、価格面とソフト価値面でターゲット世代に選ばれているのではないかと考えている。

13ページ目をご覧ください。こちらが予算決算特別委員会でも申し上げた団地の論調の変化についてである。実際の記事のタイトルの皆さんにお示ししているところであるが、令和6年度までの「古い」などといった論調から、令和7年度は一覧にまとめたように団地を再評価するような、特にコミュニティやコスパといったものに好意的な視点で焦点を当てた記事が多く見られたところである。新聞だけではなく、比較的若い方が見るようなネットメディアでも取り上げられているのが特徴となっている。

14ページ目をご覧ください。これまで説明してきた調査分析や住環境の豊かさを中心に、簡単ではあるが令和8年度にシティセールス担当で取り組んでいく事柄を箇条書でまとめている。この中で、今年度の取り組みと異なる新たな取り組みとして、「NEW!!」と書いてあるが令和8年度はSNS広告を実施しようと考えており、そちらを15ページ目にまとめたのでご覧いただければと思う。

先ほどご紹介した絶賛作成中の6本のシティセールス動画であるが、こちらを見ていただく、そして多摩市の魅力発信ウェブサイト「丘のまち」も多くの方にご覧いただきたいと考えており、Instagramを見ている方

に表示させるウェブ広告を実施したいと考えている。広告2種類の展開を考えており、それぞれ内容と特徴を下部に記載している。

左のインプレッション広告は、Instagramを見ている方に広告として多摩市の作成したシティセールス用動画を表示させるものであり、ちょうど以前駅貼り広告をシティセールス担当で実施していたが、こちらは道行く人に強制的に絵を見せていく方法である。その手法と同様のウェブ版と考えていただければと思う。子育て世帯の方々へ多摩市との接点を強制的につくっていくという手法を取り入れたいと思っている。

右のクリック広告は、その名のとおりリンクをクリックしていただく広告であり、多摩市の魅力発信ウェブサイト「丘のまち」に踏んで飛んでいただく広告である。これらを使ってまずは多摩市の魅力に触れていただくきっかけづくりを広告で行い、ファンの獲得につなげていきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件8番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額を活用した事業についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、次第の8番目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額を活用した事業についてということでご説明申し上げます。資料をご覧くださいと思う。こちらについては、昨年12月16日に国から交付限度額が示され、表にあるとおり合計で8億1,956万2,000円の交付限度額が示されたところである。それを踏まえ、2月の臨時議会で補正予算第10号、そして3月議会で補正予算第11号・第12号と令和8年度当初予算で活用の取り組みを打ち出させていただいた。それらをまとめたものとなるが、詳細については赤松財政課長からご説明申し上げます。

○赤松財政課長 概要については、今、企画政策部長から説明があったとおりである。それでは、資料に沿ってご説明をさせていただく。本市の物価高騰対策の取り組みについては、先ほども企画政策部長から説明があったが、先般の2月の臨時議会終了後に令和8年の取り組みも含めて具体的にどのような取り組みをしていくかというご説明をさせていただいたが、今回国の物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金の活用も含めてということで、具体的な財源対策の部分についてのご説明をさせていただく形である。

まず急激な物価上昇やエネルギー価格の高騰により、市民生活や市内事業者の方に与える影響を最小限に抑えるということで、事業費総額はこちらの表に記載しているが全体で9億6,569万2,000円という形である。これらを実施するに当たり、現在いろいろ調整等を進めているところである。財源については、国・東京都からの交付金や補助金を最大限に活用させていただきながら、また本市の一般財源も活用させていただいて進めていくという流れで今進めているところである。

表にあるが、具体的な財源の内訳であるが、資料にあるとおり物価高騰対策の財源内訳としては、重点支援地方創生臨時交付金推進事業メニュー分の交付限度額については8億1,956万2,000円という形になっている。そのうち国の食料品の特別加算分が4億1,428万円、その他の推奨事業メニューとして4億528万2,000円という形になっている。その他として国・都の支出金が1,849万7,000円、あと本市の一般財源として1億2,763万3,000円で編成をしている形になっている。

全体の財源の構成比であるが、全体の87%を国・東京都の財源で確保させていただき、一般財源は全体の13%という形の構成になっているところである。あと各事業費等の金額のところであるが、市民生活への直接支援という観点では、最も規模が大きいのが2月の臨時議会でお認めいただいた多摩市物価高騰対策生活応援事業で、こちらが7億1,664万3,000円という形である。こちらは国の交付金を主財源としているので、本市の一般財源の負担はない形になっている。

続いて市内経済小売業支援ということでキャッシュレス決済ポイント還元事業であるが、こちらは事業者支援を含めて市内消費を喚起するというので、事業費については約2億693万円という形になっている。こちらの内訳としては、国の重点支援の交付金を約9,115万9,000円活用させていただき、一般財源から1億1,577万1,000円という形で今回財源を組ませていただいているところである。本市の一般財源から最も大きい額を充当させていただいているという形の事業になっている。

あと、保育所・幼稚園向けの支援ということで、今回保育園・幼稚園では燃料関係、食料価格の高騰が顕著であるということで、こちらは独自に支援を行うもので、今回保育所等の原油価格・物価高騰対策事業給付金とい

う形で990万3,000円、内訳としては都の補助が930万円、市の一般財源が60万3,000円という形で財源を組ませていただいている。あと幼稚園等の原油価格・物価高騰対策事業給付金が349万6,000円という形になっている。これらはいずれも国や東京都の支援の対象外となった分野について補完する本市独自の支援という形で予算化しているものである。あと介護保険事業所等向けの支援として、今回物価高騰が介護保険事業所等にも及んでいるところもあるので、こちらについても357万円の予算措置という形で組ませていただいている。

あと就労者向けの支援として、こちらは物価高騰による勤務者負担を軽減するというので、勤務者市民共済会の補助として約1,176万円の予算措置という形で対応させていただいている。

最後に、2月の臨時議会後に令和8年度の本市の物価高騰対策についていろいろなご説明をさせていただいたが、本市の事業プラス東京都の事業も組み合わせながら切れ目のない物価高騰対策を進めていくという形で今準備を進めているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○池田委員 2月の補正予算の多摩市物価高騰対策生活応援事業、今はがきが各ご家庭に届いているが、あのはがきが今1色刷りというところもあり、多摩市から来たというのがわかりづらい。多分なるべくお金をかけないでということなのかどうかよくわからないが、我が家にも届いて、言われて改めて見たら、確かにあのはがきも薄かったし、1色刷りということもあるし、多摩市からというのがなかなかわかりづらい。ポイと捨ててしまいそうなものだと市民の方から言われたが、あのはがきのつくりというか、もう少しお金をかけられなかったのか、それとも国からはそのお金が入っていないのか、その辺のはがきのことについてお聞きしたいと思う。

○赤松財政課長 はがきの件に関しては、先般実は私のところにもあのはがきが届いた。あのはがきを見ると単色で、確かに委員ご指摘の部分で、多摩市から来ているというのは最終的によく見れば把握できるが、レイアウト的な部分では認識するまでに時間がかかるというようなお声も少し聞いている。予算的な部分でお金がかけられなかったのかというお話があったが、基本的にはこちらは業務委託という形で業者といろいろ調整をさせていただいている。特にはがきの周知の部分では、具体的にいろいろ中で確認をしながら、業者といろいろ調整をしながらやっている。

また、実際に送付するに当たって、なるべく短期間でわかりやすく周知をするという視点で、はがきの構成の組み立てをさせていただいたところである。したがって、予算的な部分で特に制約をしたとか、そこまでのことはこちらでは特に条件を設定していないところである。

○池田委員 そうしたら、やはりああいうのは視覚であるので、例えば多摩市はギフトカードとバーンとあったほうが「えっ」となると思う。そういう問い合わせも、多摩市はおこめ券なのかと結構今まで聞かれていたので、多摩市はギフトカード商品券とまずバーンと大きくあり、それで細かく内容や配布の時期、方法があるのだったら何となくインパクトがあり、何だろうと読む気になるのであるが、まず文章がバーッとたくさんあると、これを見て読む気にはなかなかならない。だから、視覚は大事かと思うので、もしお金の制約云々ではなく、ただ文章だけになって単色になっているのだとしたら、単色でも全然よいのであるが、多摩市からの物価高騰対策なのだ、皆さんにお届けするというのを、もう少しインパクトのあるような見出しというか、小さいはがきの中のことであるので制約があるのかもしれないが、もう少し工夫してもよかったのではないかというのが感想である。そこは委託といえどももう少し要望を出してもよかったかと思うので、もしまたやるとしたら、次回から検討していただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件9番、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、次第の9番目、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況についてご報告させていただく。資料をご覧くださいと思う。本市における地方公共団体情報システム標準化・共通化の対応については、昨年の12月議会のこの委員会でもご報告させていただいたが、全国の状況も踏まえ、現時点での進捗状況についてご報告させていただくものである。詳細については加藤情報政策課長からご説明申し上げる。

○加藤情報政策課長 まずは、全国の状況についてご説明をさせていただく。令和8年1月23日に地方公共団体

情報システム運用最適化支援事業費補助金という国の補助金の関係の自治体向けの説明会が開催され、ガバメントクラウド利用料等、標準化対応における運用経費について、標準化対応前の部分からの増加分を補助するとい予定で説明がなされた。詳細については今後3月中には通知されるということでお示しいただいたが、今のところまだお示しがなく、今後通知が来たタイミングで、その通知に基づいて適宜対応を進めていきたいと考えている。

2番、前回報告以降の多摩市の進捗状況についてである。1月5日から住民情報システム、健康情報システム、投票管理システムについては、標準準拠システムとして運用を開始している。次、戸籍総合システムに関しては1月26日から運用開始、保育システムに関しては、ここで3月16日稼働予定と書かせていただいているが、そのとおり3月16日から稼働を開始させていただいている。福祉総合システムに関しては、標準化に係る業務委託について令和8年度から9年度にかけての債務負担行為を12月の議会でも補正予算を上程してお認めいただいた内容で入札を実施させていただいている。

次に、3、システム移行に伴う主なトラブルで、これは住民情報システムの部分になるが、標準化対応した結果、住民情報システムから出力される納付書を使ってゆうちょ銀行での納付ができないような状況が発生してしまった。原因としては、ここにも書かせていただいているように本来実施すべきテストの工程について、一部標準化ということで他自治体でも同じようにこの様式を使って既に運用を開始している部分もあり、多摩市ではもう一度改めてのテストは必要ないと誤って事業者側で認識した結果、作業が漏れてしまったところである。1月13日に郵便局から問い合わせをいただいて発覚し、1月26日、およそ2週間弱のところで対応させていただき、現時点では問題なく使える状況となっている。

次に、4番目、特定移行新システムに対する対応である。福祉総合システムは、先ほどお伝えしたとおり標準化に係る競争入札実施させていただき、契約相手先の事業者は決定している。これから契約に向けての進捗を進めていくところである。介護保険システムと学務システムに関しては、令和8年度中の契約に向けて、先般お認めいただいた当初予算に上程させていただいている。

最後に、5番、多摩市の標準化対象20業務の対応スケジュールについてである。先ほどからご説明をさせていただいた内容について表にまとめたものとなっているの

でご覧願う。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いいじま委員 1点お聞きしたいが、システムを標準化すると、自治体独自の制度設計、自治体としてこうしたいという裁量の部分がなくなってくる、難しくなってくるという話を聞いたことがあるが、そのあたりはどのように考えているのか。

○加藤情報政策課長 今ご質問いただいたのは、多摩市独自の制度のこのシステムでの対応ということかと思う。標準準拠システム自体での対応が難しい部分で、標準準拠システム以外と連携するような形でシステム構築して制度を運用するということは問題なくできるものとなっている。したがって、そこについては対応できないわけではないところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件10番、多摩市都市再生推進法人の指定等についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 次第の10番目、多摩市都市再生推進法人の指定等についてである。本件については、本常任委員会のほかに、都市計画課との連携事業となっているので、19日の生活環境常任委員会でもご報告させていただき案件となっている。本件については、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、聖蹟桜ヶ丘にある一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントを本年1月に都市再生推進法人として指定したところである。その概要等についてご説明をさせていただくものである。詳細については大島行政管理課長からご説明申し上げる。

○大島行政管理課長 ただいま企画政策部長から説明させていただいた多摩市都市再生推進法人の指定等についてご説明をさせていただく。説明にあったとおり都市再生推進法人の指定等については生活環境常任委員会の所管であるが、私からは官民連携の取り組み、エリアプラットフォームの構築に来年度関わっていくといったところでご説明をさせていただくものである。

都市再生推進法人については、国の都市再生特別措置法に基づく制度で、地域の課題をよく知っている民間の団体、事業者の方々に行政だけでは実現しにくいきめ細かな取り組みを担っていただく、行政と地域をつなぐハ

ブ役を担っていただくといったところで都市再生推進法人として指定するという仕組みである。地域のまちづくり活動に公的なお墨つきが与えられ、地域の視点から都市再生整備計画の提案等を市に行うことが可能となるものである。地域の声を将来のまちづくり計画に反映しやすくなるという点が大きなポイントとなっている。また、この仕組みについては、本市の都市計画マスタープランでも掲げる協働によるまちづくりを具現化する重要な手法の一つとして位置づけられている。

資料の下に行って、指定した都市再生推進法人についてである。今回都市再生推進法人として指定した一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントについては令和8年1月16日付で指定を行っているが、こちらの団体は、既にせいせきカワマチの運営、エリアの情報発信、コミュニティづくりなど、実際の活動実績を積み重ねてきている団体である。都市再生推進法人としては、聖蹟桜ヶ丘駅の周辺を対象として公共空間の運営管理、情報発信やブランドづくり、コミュニティ形成、駅周辺の回遊性の向上、将来のまちの魅力向上に向けた計画や提案、こういった幅広い活動を担っていただくことになる。こうした活動が進む中で、このような公共空間の整備が必要である、こういう使い方ができればよいといった地域の使い手から見た具体的な提案が市に寄せられることも今後考えられる。その場合には都市再生整備計画として提案いただき、市としてそれを計画として策定していくといった流れになる。

続いて、官民連携による取り組みの推進についてである。今回指定したエリアマネジメント法人については、都市再生推進法人となったことで聖蹟桜ヶ丘エリアのまちづくりを担う公的な位置づけがより明確になったところである。これまで河川空間でのにぎわいづくりなどを実践されてきた知見を生かし、今後はエリア全体の価値向上に取り組んでいくことになる。

令和8年度には地域の事業者、市民、団体、有識者、そして行政が集まるエリアプラットフォーム準備会を立ち上げる予定である。これは特定の主体的な推進役となるのではなく、地域全体で町の未来を考え、実行につなげていくための協議体である。来年度中には本格的なエリアプラットフォームに発展させることを目指しており、市としても構成員として参画し、国の支援制度の活用、社会実験の実施といったものの支援を行いながら、民間主体の取り組みを後押ししていきたいと考えている。

さらに、令和9年度にはこのプラットフォームでの議

論や今後実施予定の社会実験の成果等を踏まえ、行政だけの計画としてではなく、官民が共有するまちの未来ビジョンを策定したいと考えている。将来的には、その未来ビジョンに基づき、エリアプラットフォームから市へ公共空間の利活用魅力向上に関する提案がなされることも想定しているところである。

まとめると、都市再生推進法人は地域のまちづくりを担う中核的な存在であり、エリアプラットフォームは地域全体で未来の姿を描き実行していくための官民連携の器と考えている。こういった体制を軸に聖蹟桜ヶ丘エリアの価値を高め、地域の皆さんにとって魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いいじま委員 カワマチづくりは本当に地域の魅力向上やにぎわいづくりに重要だと思うので、ぜひ進めていただきたいと思う。今回エリアマネジメント法人さんができて指定されたということで、資料の最後にある官民連携による取り組みの推進というのが大事なところかと思う。実際にエリアマネジメント法人さんからすると、多分行政がどこまで踏み込んで支援してくれるのがすごく気になると思う。この資料でも、いろいろ国の支援制度、あと費用補助で後押ししていく。そして令和9年度にはまちの未来ビジョン、将来的な都市再生整備計画の提案を行うことも視野に、この後のビジョンを市がこのようにしたいと示していく、計画の提案を行っていく、そういうところが非常に重要になるかと思う。そういう意味では、令和9年度を待たず今からそういった行政としてこうしたいのだというところまで踏み込んでぜひ支援をお願いしたいと思うが、そのあたりでカワマチづくりをどうやって発展させていくのか、方向性をお聞きできればと思う。

○大島行政管理課長 ただいまの行政としてのビジョンとエリアプラットフォームの官民連携の取り組みのところの整合性というか、行政としてリードしていく部分が必要なのではないかというご意見かと思う。行政としては、多摩市都市計画マスタープランでそういう行政のまちづくりをお示ししている中で、今後はやはり民間としてのまちづくりはこのようにしてほしい、こうなっていたらよいというものを擦り合わせていく段階かと考えている。そういった意味で、民間だけではできないところと行政だけでもできないところをつなぐ、それがエリアプラットフォームという場になってくるかと思っているので、その中で令和9年を待たずというご意見をい

ただいた。

エリアプラットフォームの中でも方向性はおおむね同じ方向を向いているというのは、来年度準備会を立ち上げると申し上げたが、準備会の準備会的なことを今やっているところで、皆さんいろいろな意見をお持ちの方に集まっていただき、そこをエリアマネジメント法人がうまくコーディネートしていただいているところである。民間側では、何となく同じ方向を向いているのであるが、いろいろな考え方があ。それを統一ではないがまとめていく段階が必要なのかということで今課題出し、それぞれがこういうまちにしていきたいという意見を取りまとめているところで、少し段階を踏みながら、令和9年度を待たずに社会実験等いろいろな取り組みを進めていくので、そういった中で行政の考えと皆さんの考えを擦り合わせながら進めていきたい、その枠組みになっているところである。

○いいじま委員 ぜひ一緒に連携して取り組んでいただければと思うので、よろしくお願いします。

○池田委員 このエリアマネジメント法人に事務局を担っていただくことについては、よく市が事務局になることが多かったりするが、ここに事務局をしっかりとやっていただき市は構成員の一つとなるとある。どのような関わり方をしていくのが少し見にくいと思うので、その辺をご説明願えるか。

○大島行政管理課長 この仕組みについては、国土交通省でエリアプラットフォームをつくって官民連携の取り組みを進めており、主体となるのは行政ではなく民間である。その中でエリアマネジメント法人、都市再生推進法人がその主体になることが示されている。そういった意味で今回プラットフォームの事務局自体は、エリアマネジメント法人、都市再生推進法人が務めるところである。

そこでの業者の関与としては、当然民間だけで進められるものではないので、国土交通省でもプラットフォームの中には有識者の方の知見・学識も入れながら、行政もそこにきちんと入りコミットした中で、官民のビジョンを共有して取り組みを進めるのだといったところで、行政はそこに入ること、これまでは割とまちづくりにおいてこういうことをしたいのだという民間に対して少しブレーキを踏むようなところがあった、規制するところがあったのかもしれないが、民間が実現したいものを共有しながらどうやったらできるのかを一緒に考える、規制緩和や制度をつくるといったところで行政の役割を担

っていくものと思っている。

今後、官民連携の取り組みを進めていく中で民間でやりたいことでもできないものはできないものとしてあると思うが、どうやったらできるのかを一緒に考える枠組みにしていきたいと考えている。

○池田委員 多分やってみないと見えてこないかと思う。要するに公がどのように関わっていくのか、ただ一員としてそこに参加するのか、あるいは何か制度があるときには助言する立場なのかが少し見えにくいですが、やっていく中できっと明らかになってくるかと思うので、しっかり見守っていききたいと思う。

○鈴木企画政策部長 今回の池田委員からのご質問にもう少し補足してお答えしたい。我々の役割としては、特に公共空間の活用という部分での役割が大きいと思う。どうしても公共空間、例えば道路や歩道といった部分での規制が多い中で、我々行政が管理しているものとなるので、そういったところを活用していくとなると、民間が自ら動こうとしてもなかなか難しいと思う。そのところで、先ほど大島課長からもお話をさせていただいたが、どうしたら実現できるのかを一緒になって考え、それができるように物事を進めていく、一例ではあるが、そのような部分が我々の役割かと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件11番、多摩市窓口サービス改革基本方針(素案)についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 続いて案件の11、多摩市窓口サービス改革基本方針(素案)についてご説明をさせていただく。資料については2つあるが、今日は概要版を用いてご説明をさせていただく。2つあるうちの先にあるほうである。多摩市窓口サービス改革基本方針(素案)の概要と書いた資料をお開き願う。

資料の2枚目をご覧ください、本方針の策定検討に至った経緯である。ご案内のとおり本市では本庁舎の建て替えの検討を進めており、その中で駅近機能を充実させ、本庁舎と連携させながらサービスを展開していくという方向性が示されている。駅近機能の具体的な検討を進めるとともに、近年の窓口サービスを取り巻く社会情勢の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、本市の窓口サービスの改革の全体の方向性を示すための方針として

取りまとめたと考えている。

3枚目のスライドに移って、改革に取り組む背景である。本市の窓口を取り巻く状況についてであるが、行政手続のデジタル化が全国的に進む一方で、本市でも転入転出をはじめとする窓口業務については依然として件数が多い中で、書く量が多い、迷いやすい、待ち時間が長いなど、市民の皆さんにご負担をかけているところが課題となっている。また、職員側においても確認作業や複雑な事務処理がふえ、業務の効率化が求められていたところである。

さらに、人口減少社会の中で将来的な職員数の減少も見込まれている中で、今の体制を維持することが難しくなることも想定している。そういった状況から、市民と職員の双方にとってより負担の少ない新しい窓口のあり方を構築する必要があると考えているところである。(3)のめざす窓口の姿といったところでは、大きく3つ考えている。

1点目は、「行かなくても良い・書かない・回らない窓口」の実現である。オンラインで完結する手続をふやし、市役所に来なくてもよい環境を最優先で整えていきたいと考えている。2点目は、「安心な窓口」である。書類の記入漏れや手続の抜けがなく、安心して手続を進められるようにしていきたいと考えている。3つ目は「スムーズな窓口」で、迷わない案内、わかりやすい表示、待たせない仕組みにより快適な窓口を実現したいと考えている。取り組みの方向性としては、オンラインを原則としながら駅近・本庁舎で補完するような体制を目指していきたいと考えている。

4枚目のスライドに移って、実現に向けた取り組みを大きく5つに分けている。1点目は行政手続のオンライン化で、特に利用件数の多い手続からオンライン化を進めたいと考えており、令和9年度までにオンライン化率100%を目指していきたいと考えている。法令等の規定によりオンライン化ができないものなどは対象から除くが、申請案内やフォームの改善など使いやすくする工夫も進めていきたいと考えている。

2点目として既存出張所の機能拡充と駅近機能への移行で、現在の聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅の出張所に段階的に遠隔窓口やオンラインサービスブース、自動交付機、自動収納機等を試験的に導入し、新庁舎が整備される令和14年度には(仮称)駅前行政サービスセンターへ移行することを目指したいと考えている。永山駅については、現在出張所機能がないため、必要な要素を備え

たコンパクトな形での整備を検討していきたいと考えている。駅近に求められるものは、社会状況等により変化するものと捉えており、随時社会状況等の変化を確認しながら検討を進めていく。また、例えば（仮称）駅前行政サービスセンターと申し上げたが、こちらのイメージについては、施設規模や人員体制等については現在の出張所と同程度と考えているが、デジタル機器の活用等により他市・他区における支所と同程度のサービス提供ができるように、基本的には駅近に行けばサービスが完結できる体制を目指していきたいと考えている。

3点目、書かない窓口の導入推進である。手書きの負担が多いと先ほど申し上げたが、そういった負担の軽減、事前入力や対話形式で情報を整理する仕組みなどを検討することで記入の手間をなくするとともに、職員の業務の効率化についても併せて検討していきたいと考えている。

4点目、待たない・迷わない窓口の実現である。おくやみコーナーの4月からの開設を予定しているが、そのほかにも来庁予約をするシステム、わかりやすい案内表示、新庁舎でも効率的なフロア配置などにより迷わずスムーズに手続きできる環境も併せて検討していく。

5点目、窓口サービス手法の見直しによる利便性向上と業務適正化・効率化といったところでは、多言語対応やアウトリーチによる対応、オンライン相談の充実など、多様な市民ニーズに応じたサービスの展開、市民サービスへの影響には配慮しつつもサービス品質向上に向けた企画検討する時間を確保するために、窓口受付時間の短縮などについても検討していきたいと考えている。

5枚目のスライドが全体像で、オンライン化と駅近機能の検討を重点項目とさせていただきながら、各取り組みを進めていくためのスケジュール感を示している。新庁舎整備までとそれ以降に分けて、新庁舎整備以降のところは少しビジョン的なところでお示しをさせていただいている。

最後のスライド、今後のスケジュールであるが、本日（素案）の中にはまだ整理中の数値があり、今概要版ではなく本編では整理中とさせていただいているが、その数値を入力した上で4月から5月にかけてパブリックコメントを実施したいと考えている。5月中に決定を予定しており、6月議会の本協議会の中で方針策定のご報告を行う予定としている。

まとめとして、窓口サービス改革は市民の皆さんの利便性向上と将来を見据えた持続可能な行政運営を両立す

るための重要な取り組みと考えており、行かなくても良い・書かない・回らない新しい時代の行政サービスの実現に向けて取り組んでいきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いいじま委員 基本方針だと、「行かなくても良い・書かない・回らない窓口」を目指すということである。よく言われる質問かもしれないが、市民DX、こういう窓口のDXが進めば市民の利便性が向上されることが期待されるわけであるが、当然高齢者の方やデジタル手続に不慣れな方への配慮がまた必要になるかと思う。そのあたりで窓口のデジタル化と対面でサービスしなければいけないことの両立はどう図ろうと考えているのかをまずお聞きたい。

○大島行政管理課長 デジタルディバイドも含めて窓口をどうしていくのかといったところである。デジタル化によって効率化を図っていききたいと考えている。効率化を図ったところで、職員には今まで対応していたこの煩雑なところがなくなって少し余裕が生まれる。そこをデジタルディバイド対策に向けていきたい。

また、デジタル機器についても、わかりやすいユーザーインターフェースなどの整備、また、それを職員が代わって操作をして差し上げることで、アナログとデジタル両方の手続があるということではなく、職員の効率性も図れるようなデジタル一本でいけるような形にしていきたい。聞き取りをしながら入力するのは職員、それをこちらで大丈夫かというようなご確認をさせていただくとかそういったような、できるだけ複雑にはしない中でも、デジタルが得意ではない方にも対応できるようなことを考えていきたいと思っている。

○いいじま委員 次に、出張所機能の見直しについて伺いたい。この方針では将来的に出張所を駅前行政サービスセンターに移行していくという方向性が示されているが、この駅前行政サービスセンターというのが、今の出張所と比べてどのような機能の違いになるのか、どのようになるのかをご説明いただけたらと思う。

○大島行政管理課長 現在多摩市で2か所ある出張所については、基本的には市民課出張所のような形で市民課の手続を中心に、そのほか納税、年金の手続も少しはできるが、やはり限定的なサービスになっているところになる。したがって、そうではなく福祉の手続や子育ての手続を駅近で完結できるような、そこで通知まで出せるかというところとわからないが、申請書はそこできちんと受け付けができる、本庁とつないで簡単な相談だったらオン

ラインでできるといったところも含めて、ミニ市役所的なものをデジタル機器を活用しながら実現していきたいと考えている。

〇いいじま委員 ミニ市役所というようなイメージだとお聞きした。今回の窓口改革の背景、方針では職員数がこれから減少する、将来的に今の窓口体制の維持が難しくなるかもしれないということも示されていると思うが、そうすると今回の窓口サービス改革というのは、市民サービスの向上という面もあるが、やはり将来の行政体制、職員が減ってくることを踏まえた窓口業務のあり方の見直しという側面も考えておられるのか、そのあたりをお聞きしたい。

〇大島行政管理課長 両方であるが、市民サービスを向上させていくためにはやはり効率化が必要ということで、どちらが先か、鶏か卵かといったところもあるが、職員の業務の効率化を図っていかなければそういう市民サービスの向上につなげていくことが難しい時代になっていくだろう、また人口減少、生産年齢人口が特に減っていく中では、職員数の確保も難しくなってくる中では、早くからこういう手を打って考えていかないと、今やっていることすら提供するのが難しくなっていく。そういったことを踏まえて、両方をにらみながら進めていくところである。

〇いいじま委員 最後に1点であるが、今のところと重なるのかもしれないが、資料のロードマップのところの下を見ると、窓口受付時間の短縮がある。これも、市民サービスを向上するという改革の中で、窓口時間を短縮するのか、逆に市民の利便性が低下してしまうのではないかというご意見もあるかと思う。ということで、窓口受け付け時間の見直しに関して市としてはどのように考えておられるのか。市民サービスの向上と業務の効率化のバランスということだと思うが、そのあたりをどのように考えているのかお聞きしたいと思う。

〇大島行政管理課長 先ほど申し上げたとおり職員の時間がなくなっている状況が今あり、市民サービス向上に向けて企画検討する職員の時間を確保していかなければいけないため窓口時間を少し短縮させていただく中で、やり方次第だと思っているところで、基本的には来なくてよい市役所を目指していく、オンライン化を進めていく中で、そもそも窓口に来なくてよいという体制を整える、今待ち時間が多くなっている中では、事前入力や予約の仕組みを入れることで市民の方の負担も軽減しつつ市役所での滞在時間を減らすことができるといったこと

と併せて、とはいえ職員の時間も確保していかなければならない中で、市民の方にはご不便をおかけするところがあると思うが、削減させていただくところは削減をさせていただきたい、それをサービス向上につなげていくということでご説明をしていきたいと思っている。

〇いいじま委員 市民の皆さんには、そもそも行かなくても大丈夫だという窓口をつくっていききたいということではよろしいか。

〇小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件12番、公共施設使用料の見直しについてを議題とする。

市側の説明を求める。

〇大島行政管理課長 案件の12、公共施設使用料の見直しについてご説明をさせていただく。資料は2つあり、縦型と横型があるが、縦型の資料をまずご覧いただければと思う。本市の公共施設使用料については、公共施設使用料設定に当たっての基本方針を定めており、この方針に基づいて各公共施設の使用料を算定しているところである。基本方針については、昨年9月の総務常任委員会協議会においてご報告をさせていただいたが、昨年8月に改定を行っており、この改定を踏まえて、各公共施設の使用料の改定に向けた検討を今進めているところで、本日は途中経過の方向性のご説明である。

まず公共施設使用料についての経緯である。こちらの委員会ではこれまでもご説明をさせていただいたが、基本方針については先ほども申し上げたとおり昨年8月に改定を行っており、各施設の料金について4年ごとに見直すという方針のもと、今回見直しをするところである。当初令和6年4月に見直しを予定していたところであるが、コロナ禍の影響から適切な金額の算定ができないうといったことで料金を据え置くこととし、基本方針の改定後の料金改定を行うという方針をその当時立てたところである。今般基本方針の改定を受けて、料金の改定に向けた検討を進めているところである。

下の見直しの概要というところで、今回の料金改定の適用時期についてであるが、令和10年1月1日を予定している。これまで令和9年10月の改正を目指しているところであるが、市が導入している施設予約システムの更新時期と重なっており、事務の重複などを避けるため新施設予約システムの稼働時

期に合わせたスケジュールの見直しを行ったところである。(2)改定案の算定方法であるが、従来の考え方と同様の考え方である。施設にかかる費用を原価として平米単価、時間単価を算出し、それに施設ごとの性質別負担割合を掛けて計算する内容である。また、従来基本ルールによらない算定を認めることとしていた施設については、引き続き基本ルールによらない算定を行っている。

2枚目に移って、見直しの対象を掲載している。今回全ての常任委員会に渡っての改定があったところで、全常任委員会でこの内容については説明をさせていただくところであるが、本総務常任委員会においては、コミュニティセンター、コミュニティ会館、地区市民ホール、消費生活センターが対象となってくるところである。

下の実施スケジュールについても併せてご覧いただければと思うが、今後附属機関等へのご説明を行いながら意見いただいて、本年9月議会に条例改正案の提案を予定している。6月の常任委員会協議会では、個々の施設の改正内容についてご説明をさせていただきたいと考えている。9月議会で改正についてお認めいただいた後に市民周知を図り、新施設予約システムを利用した予約開始は令和9年7月から、その料金が適用されるのが先ほどご説明した令和10年1月からの予定である。

次に、もう一つのA4横型の資料をご覧いただければと思う。少し字が小さくて申しわけない。拡大をしてご覧いただければと思うが、現在の検討状況、計算している使用料の状況を概要としてまとめたものとなっている。網かけをしているところがあるが、黄色のところは値下げになる施設、緑色のところが値上げ見込みとなっている施設である。それぞれの程度の料金になるのか、また各施設の平均的な改定率を示している。右側の備考欄のところには、その施設の中で最も改定の幅が大きくなりそうな区分についてピックアップして掲載している。

今回、改めて算出したところ、値上げ・値下げ両方あったところであるが、値上げの理由としては、物価や人件費の高騰、維持補修費が増加しているといった4点をここに挙げさせていただいている。値下げの理由としては、減価償却額の減少、前回値下げ幅を調整したことによって引き続き値下げとなる施設がある。

この資料の2ページ目であるが、基本ルールによらない算定を認める施設となっており、他市の施設や民間施設との比較を改めて行い、そういった施設と均衡を図った金額設定を今考えているところである。

今回改めての算定で全体では328の区分が値下げ、254

の区分が値上げで、5割強が値下げとなっている。コミュニティセンターのところは値下げの区分が、全区分が値下げとなっているところが大きい、5割強は値下げとなっている。

本委員会が所掌されている施設、コミュニティセンターは今値下げということでご説明させていただいたが、地区市民ホール、コミュニティ会館、消費生活センターは値上げの予定となっている。今回はまだ精査中の数字でもあり、大まかな傾向をつかむための資料としてお出しをさせていただいている。6月の常任委員会にはより詳細な料金をお示しできるように考えている。本日は現在の検討状況と方向性についてご説明をさせていただいたところで、今後またさらに数値も精査し、関係機関等に説明を行いながら進めていきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件13番、東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてご説明をする。3つの資料を今回置かせていただいているが、最初の2つをご説明させていただきたいと思う。

まず、1つ目が横組みの資料である。緑の地になっており、横組みの資料で「東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況について」である。2つめくっていただいて3スライド目をお開きいただけるか。「地域協議会スケジュール」というページである。東寺方複合施設の整備に向けて、ご案内のとおり地域協議会を設立していただいて議論をこれまでしており、市としても支援をしているところである。地域協議会の前半戦として、昨年の5月から第1回が始まり、前半戦は求められるサービス・機能についてを中心にご議論いただいた。また、12月議会でご説明した第5回までのところでは、整備手法の議論に一部入ってきているところである。本日は、12月に説明した以降の状況について報告をさせていただく。

第6回が11月29日に行われた。その後中間報告会第2回が1月17日に行われ、第7回が2月11日、第8回が3月7日である。3月7日はまだまとめ切れていないので口頭にて報告をさせていただく。

もう一つの資料をお開きいただけるか。縦組みのカラ

一のものであり、上に「地域協議会NEWS 6号」と書かれている資料である。こちらは11月29日に開催された第6回の地域協議会の状況をまとめさせていただいたものになる。この中では、議題が大きく3つあり、東寺方複合施設のレイアウト（案）、こちらは平屋建て替えの場合のレイアウト案を地域協議会の委員の方々が検討していただき、資料として出していただいたものである。その中では、児童館・図書館・コミュニティ機能が平屋建てでもおおむね収まることがわかった、右下のところ、廊下の使い方、効率や利便性を考慮したレイアウトを考える必要があるとまとめて議論していただいているところである。

また、その下、議題の2つ目であるが、整備手法は改修か建て替えかというところがこの地域協議会の議論の主眼になっているが、それらに関する意見交換の状況である。左側は大規模改修、右側は平屋建て替えということでそれぞれご議論をいただいたところである。左側の大規模改修では、1つ目のところ、建て替えよりも工期が短縮できるのではないかといったご意見、また下のところでは、建て替えにより、児童館（子どもの居場所）の面積が小さくなってしまふかもしれないというご不安の声もいただいているところである。

また、平屋建て替え、右側のところであるが、建て替えは設計の自由度が高く、現代のニーズに合った建物を建設できる、改修では今の暗いイメージを改善できないのではないかとのご指摘もいただいたところである。また、平屋建て替えの一番下のところでは、魅力的な施設になれば利用者がふえるのではないかとといったご意見もあった。それらを踏まえて1月に中間報告会を開催することがこの段階で決まったので、中間報告会では地域の方々のみんなの意見を聞いてみたいとまとめさせていただいているところである。

また、求められるサービス・機能についてもこの段階で議論させていただき、子どもを見守る職員が常駐してほしいというご意見をいただいたところである。

おめくりいただいて、次のスライドである。こちらは2月11日に開催された第7回の地域協議会である。その前段で、1月17日に中間報告会という形で地域協議会の委員の方々が地域の住民の方々に現在の進捗状況を報告するような場があり、そこで様々な意見をいただいたところである。その中間報告会でいただいた意見の振り返りをまずさせていただいたのが2月11日である。中では主なご意見として大きく3つあった。地域の方々からの

意見ということで、それぞれの機能というのは児童館、図書館、コミュニティであるが、それぞれの機能を守ろうではなく、こうすれば使えるというような視点で3つの機能を混ぜて考えてほしいというご意見、また周辺の総合体育館やかるがも館を利用できることも踏まえてこの施設のあり方を考えてほしいというご意見、また若者等の声も聞いてほしいというご意見、様々あった。

また、当日その振り返りをさせていただく中で、右側、児童館機能（子どもの居場所）に関する議論が当日は多くあったかと思っている。一番上のところ、愛宕に児童センターをつくってほしいが、東寺方には児童館を残してほしい、児童館の基本方針を見直せないかといったご意見に対して市側としては、基本方針の見直しが愛宕にも影響してしまうというお答えをさせていただいている。

また、新しい施設には学習やおしゃべりができるフリースペースが欲しいというご意見、また児童館主催のクッキングや畑のイベントがなくなってしまうというご不安の声もいただいた。コミュニティ会館にはフリースペースを設けるという考え方で今いるが、そのフリースペースで学習もできるし、また児童館が主催でなくても、コミュニティ会館主催のイベントも様々あるというお答えをさせていただいた。

また、児童館のところを心配するご意見が多くあり、東寺方が新しくなって子どもの利用者がふえたらフレキシブルに対応していただけるのかといったご意見に対して市側としては、子どもが多い時間帯に愛宕の児童センターから職員を派遣するなど様々な手を講じることができるのでフレキシブルに対応できるという回答もさせていただいているところである。その中で、左側の下のところ、図書館・お風呂・整備手法などという枠のところである。平屋建て替えの機能配置についてまだまだイメージができないので、市側に資料を提示してもらいたいというご意見をいただいた。その中で、もう少し議論を継続していかなければいけないというまとめをさせていただいているところである。

この後の進捗であるが、第8回として3月7日に開催をさせていただいた。その中では、中間報告会でも様々な意見があり、かるがも館との連携というようなご意見もあったので、3月7日はかるがも館で開催をさせていただいた。来たことがないという委員もおられたし、何度も来ているという方もおられたが、学習スペースが多い、フリースペースが多いのを見ていただいたところになる。その中では、建て替えか改修かというような議論も進み、

改修というよりも平屋建て替えていくべきなのではないかという意見が多く、平屋建て替えて一応まとまったと我々は捉えている。まだまだ資料のまとめはこれからであるが、現状そのようなところである。

最後の資料、3つ目は、中間報告会で地域の方々からいただいた資料をまとめているので、後ほど目を通していただければと思う。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件14番、通勤手当実態調査の集計結果についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 第14番ということで、通勤手当実態調査の集計結果についてである。本件は、他自治体における通勤手当の新聞報道等を踏まえ、本市の職員通勤手当について実態調査を行った結果を報告するものとなる。詳細は人事課長から説明させていただく。

○森合人事課長 それでは、資料に基づいて報告を、説明も含めてさせていただければと思う。

1番の概要である。本市として、昨年9月に交通費の適正支給に向けた注意喚起を庁内に通知したところであるが、改めて公共交通機関による通勤手当の認定を受けている常勤再任用職員428人に対して令和7年10月時点で、実態調査を実施し、確認し切れなかったものについて再度本年1月に追加の調査をさせていただいたところになる。

大きな2番になるが、調査対象者428人の結果として、定期券利用者は380人になった。定期券利用と都度払いを併用する職員が23人、都度払いのみで通勤する職員が25人という結果になった。この中で定期券利用者については、定期券の写し等を提出して確認しており、定期券購入を継続していた職員が311人になる。継続確認ができなかった職員が92人となった。この92人については、継続できなかった理由を別途ヒアリングで確認させていただいている。

その理由については、人事異動で職場が変わったこと、住居の転居で通勤経路そのものが変更になったことで継続できなかった。また、定期の継続のタイミングが休暇や週休日と重なったこと、モバイル定期で定期の末日期限に気づかず都度払いになっていたなどの理由で継続購入になっていなかったことがわかった。

(2)の定期券を購入している職員403人についての定期券の種別の内訳については、6か月定期が361人、3か月定期が22人、1か月定期が20人という結果だった。市からの通勤手当については、6か月定期券分を支給しているところになるので、6か月定期以外の定期券購入についても職員に確認させていただいている。その理由としては、そもそも3か月定期までしか購入できない、あるいはその6か月定期だと高額になるので紛失に備えているため、通勤手法の変更を考えているためということが主な理由となっている。

続いて(3)の都度払いについてである。この都度場合についても、公共交通機関で通勤している状態が常であるかどうかを確認させていただいている。常であるかどうかの基準については、月の勤務の半分以上となっており、今回の調査については10月を起点とした実態調査になるので、ここに記載した基準をもとに職員からヒアリングを行った。結果として対象者48人に対して、1人を除いて常例、常に使っているという利用が確認できたところである。

続いて3番になる。今回の注意喚起や実態調査を踏まえて、4件になるが通勤手当の返還があった。(1)実態調査で返還に至ったものとして、2件で32万7,649円だった。その内容としては、都度払いで常例確認ができなかった1人を含めて、通勤届の提出遅れによるものとなっている。(2)については、注意喚起等させていただいている中で、自己申告による返還として2件19万1,210円になっている。その内容としては、いずれも変更届の遅れから生じた返還である。今回返還事例として4件発生しているが、いずれも故意による不正受給は認められなかったが、実態と届け出の違いがあったことから、支給の適正化を図るため返還を職員に求めたところになる。

最後になるが、4番、今回の調査のまとめと今後の取り組みについてである。市としては、公共交通機関通勤者に対して6か月定期券代を支給しているが、今回の調査で、都度払いとの併用者を含め約94%の職員が定期券を購入していることがわかった。

なお、定期券の継続や6か月未満の定期券の購入については、職員からのヒアリングを行った結果として、大きな問題はなかったことを確認している。また、都度払いで通勤している職員は併用者を含め約11%で、その利用についても時間帯でバス運行会社による偏りがあることなどであり、常例利用がほぼ確認できていることから、大きな問題はなかったと考えている。ただ、変更届の遅

れから生じた4件については、適正化を図るため手当の返還を求めたところである。

今後については、基本的に定期券を購入することを改めて周知させていただき、例外的な場合についてはその実態と理由を都度確認することとする。また、通勤手当に加え扶養手当や住居手当についても確認手法について改めて検討させていただき、定期的に確認するなどして各種手当の適正支給に努めていきたいと考えている。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○**池田委員** 他市の事件があり、それで調査していただいた。基本的なところをお聞きしたいが、交通費が支給されるというのは多分その区間、自宅から職場までの距離というのは決まっていると思うが、その辺のご説明をもらえるか。

○**森合人事課長** 基本的には公共交通機関利用者の中で2キロメートル以上公共交通機関で通勤してくる場合には交通費支給の対象になる。要するに2キロメートル未満は、公共交通機関利用であっても支給しない。

○**池田委員** 例えばであるが、健康のために2キロメートル以上離れているが歩きたいと言った場合、対象者であるが定期券を買っていないので支給されないという理解でよろしいか。

○**森合人事課長** あくまでも通勤届を出していただいて、その手法が何なのかによると思う。徒歩で通勤届を出していただいているのであれば、徒歩で通勤という形になるので、交通費の支給はない。

○**池田委員** そうしたら、バスで行くと言って届けを出して歩いて来ていたという場合、バス代は出るということなのか。

○**森合人事課長** その場合は届け出と実態が違うので、基本的には返還の対象になるものと考えている。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件15番、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○**藤浪総務部長** 15番、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針についてである。本件は、本年2月に国土交通省が公表した新労務単価と早期適用に係る通知を踏

まえた本市の対応方針について報告をさせていただくものである。詳細は総務契約課長から説明する。

○**横倉総務契約課長** 資料に沿ってご説明をしたいと思います。資料は15番である。

まず1番の趣旨であるが、令和8年2月17日に国から、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価、また設計業務委託等技術者単価が示された。そして、この翌日の2月18日に国から通知が出され、発表されたこの新労務単価等を早期に適用して活用するように、併せてインフレスライド条項の適用等についての要請が自治体にあったところである。これを受けて本市としては、この後説明するが、対応していくという形である。そして、この対応方針については、該当する事業者には周知をしているところである。

次に、2番、こちらの内容であるが、基本的には昨年度と同様の考え方で進めるものである。まず(1)新労務単価・新技術者単価の特例措置についてである。こちらについては、先ほど簡単にご説明をさせていただいたところであるが、旧労務単価等に基づく契約について、新労務単価等での契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができるというものであり、1ページ目の資料にあるように①対象工事等、②契約金額の変更、③請求期限は、このような形になっているものである。

続いて2ページ目、(2)インフレスライド条項の適用についてである。こちらについては、人件費や建築資材等が高騰した場合は契約を見直せるといった仕組みである。こちらについても①対象工事、②契約金額の変更、③請求期限をこのような形でお示したところである。

(3)全体スライド条項の適用についてである。個別の材料だけではなく物価上昇等によって工事全体の費用の増加が見られるために契約金額の増額変更を請求する場合の取り扱いである。こちらについても、①対象工事、②契約金額の変更、③請求期限ということでお示しをしているものである。

最後の3番、契約議決についてである。議会の議決に付さなければならない工事等があった場合には、令和8年度第2回以降の定例会に議案として提出することもあるということである。

今申し上げたような形で、既に該当する事業者には3月11日に通知している。また、市公式ホームページ等にも掲載しているので、請求があったら協議をしていく流れになっている。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件16番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○**藤浪総務部長** 多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてである。本件は令和7年度の多摩市公契約条例に係る審議会の実施状況について報告するものである。定期的な報告である。詳細は総務契約課長から説明させていただく。

○**横倉総務契約課長** 説明をさせていただく。資料は16番である。令和7年度の公契約審議会の実施状況についてである。

まず1番、今年度の開催実績についてである。4回開催している。まず第1回は、審議会に諮問しているところである。それに対して第3回の審議会で、答申書（その1）として令和8年度の労務報酬下限額について答申いただいたところである。そして第4回で、答申書（その2）として、これまでの審議会で課題となっているものについて検討いただき、それを答申としていただいているものである。

2番、これらの検討状況についてである。今申し上げた答申書（その2）において中心に議論していただき、答申として出していただいた内容について簡単にご説明する。

課題1、労務台帳の改善については、事業者から提出いただいているものであり、事業者としてもできるだけ効率的な形で提出していきたいというお話をいただいているところである。労務台帳は必要なものであり、事業者も市側も含めてできるだけ効率化しながら、だが必要なものはきちんと出していただくということで、引き続き検討していきたいと考えている。課題2、令和7年度の労務報酬下限額の考え方については、既に公表しているものであるが、工事については例年と同じような考え方で金額等を設定するという形である。こちらの資料にお示ししているような形になる。

続いて2ページになるが、委託・指定管理についても例年と同じような考え方で、周囲の賃金等の状況を見ながらであるが、協議会の中で決めてきたものであり、こちらは1,315円となっているところである。

課題3、公契約条例の適用労働者の範囲については、今回議案として上程しているところである。60歳以上の

適用労働者の範囲についての検討をずっと続けていたが、今回条例の改正をするという方向になったものである。

課題4、落札率と労務報酬の関係の検討については、落札率は労務報酬下限額の遵守と密接な関係もあるところで、毎年度落札率の確認を審議会でしている。この落札率が90%~100%であれば予定価格に近い金額で落札をしていて過度な価格競争などが起きているとは見えない形になるので、そこを確認しているところである。どの契約案件も基本的には90%~100%で推移をしていることを確認したところである。

課題5、公契約条例の周知の方法については、条例の改正もあるので事務局案として新たなポスターなども作成したが、審議会の委員の方にも見ていただいて決定したところであり、来年度周知していきたいと思っている。

課題6、労務報酬下限額以外の労働条件の設定については、昨今最低賃金が上昇しているところもあるし、この公契約条例の中ではどうしても労務報酬下限額を中心に注目されるところがあるが、そういう賃金という側面だけではなく、ほかにも労働条件に関わる部分について公契約条例に盛り込むことができないかと、委員の方から提案をいただいたところである。ただ、議論の中では、これというものはなかなかなく、こういう視点も加えて今後意見交換をしていきたいというお話があったので、まだ全く具体的ではないが、こういったものを考えていこうというところである。

このような形で毎年度課題について審議いただいているので、また来年度も審議が進んだら報告をさせていただく。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○**池田委員** 今のところの賃金だけが注目されがちの中で、現場をたまに通るときがあるが、福利厚生が非常に気になる。例えば休憩中に座り込む場所がなかったりする現場が非常に気になるが、そういうところの意見は出なかったのか。

○**横倉総務契約課長** 福利厚生というよりも、事業者の方からは熱中症対策のところ、既にそういった部分も制度化されているが、非常に苛酷な状況である一定の期間作業をやらなければいけない中で、熱中症については議論の中で出てきたところである。ただ、それを落とし込むということではなく、いろいろな課題がある中の一つとしてそういうお話があった。また、委員が言われたような福利厚生についても、もしかしたらこれから議論として出てくるかと思う。

○いいじま委員 同じところであるが、他市だと、賃金だけではなく労務管理のチェック、社会保険に入っているかどうか、労働保険に入っているかどうかは公契約条例と併せてやっているところが結構あると思う。その辺をこれまで多摩市はどう考えてやっているのか。

○横倉総務契約課長 この公契約条例とともに、総合評価落札方式での入札もしている。多摩市としてはそれが両輪になっているという形でよく説明をさせていただいている。そちらの総合評価落札方式に関しては、価格とともに技術者の技術力、障がい者雇用、あと男女平等といったところも含めた中での評価をしているので、それと合わせたところでやっている。その総合評価落札方式に関しても、今申し上げた評価の基準があるが、そこも今後社会情勢に合わせながら見直していくというか、検討を加えたいと考えているところである。

○小林委員長 私から1点だけ。この資料の2ページ目の一番上の箱の中の2行目に、「労務報酬下限額は、契約締結時の労務報酬下限額を適用している。業務内容の質は保たれるのか、また最低賃金に張り付いていないのか等が課題である。」とあり、確かに最低賃金に少し上乗せをしているぐらいが今の労務報酬下限額の実態だと思う。労務報酬下限額は公契約審議会で協議して決めるということであるが、おそらく労働者側からはもっと上げてほしい、だが、審議会での事業者さんとの協議の中で、事業者としてはそれはなかなか難しいということがあるのではないかと思うが、その点はどのような状況なのか。

○横倉総務契約課長 事業者側の中でも、工事関係の事業者の場合だと本当に人手不足というところがあり、企業としてある程度確保できるのだったらそれなりに賃金を上げることもやっていきたいというご意見もあるし、また委託の業務分野だと、全体の契約の状況、労働条件の中で賃金を上げるのは難しいところもあるので、労働者の方もそうであるし、事業者もしっかりと事業が継続できるようにというところのバランスが非常に難しいと感じている。そこについては今の審議会の委員の方も労働者の置かれている状況も考えながら協議している形であり、関係性としては厳しい関係ではないところである。

ただ、最低賃金も上がってきているし人材不足といった中で、先ほど申し上げたように賃金だけではないところの何か工夫ができないかというのが今意見として出ているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、協議会案件17番、第221回国会における税関連法の概要についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 17番から21番までの計5件が市民経済部の案件となっている。順番に担当課長からご説明をさせていただくのでよろしくお願いします。

○齋藤課税課長 では、私から第221回国会における税関連法の概要についてご説明させていただきたいと思う。資料は協議会17番をお開き願う。

まず1点目、個人住民税の物価上昇局面における基礎控除等の対応である。こちらについては、いわゆる103万円の壁に関連するものである。まず資料の中段の図をご覧ください。ここの中で①給与所得控除の見直しとなっている。これについては所得税と同様の対応で、65万円から74万円、もともと令和7年度税制改正で55万円にしたものを65万円、今回それを74万円とするものである。これは令和9年分から適用になる。なお、この引き上げ額の9万円のうち5万円は2年間の時限措置となっている。

目を下の図にお移し願う。こちらは非課税ラインとなっている。令和7改正前、つまり令和7年度の状況であるが、これについて非課税基準45万円、給与所得控除が55万円、令和7年度で言うと100万円が非課税ラインであった。真ん中のR8改正前、要は今年度令和8年度であるが、こちらの非課税基準が同じく45万円、給与所得控除が65万円である。合わせて110万円までが非課税ラインとなっている。R8改正後、令和9年以降になるが、こちらの非課税基準45万円、給与所得控除については74万円となるので、非課税ラインが119万円となるということである。

目を上の表にお移し願う。これ以外の改正について、②であるが、今確認していただいたとおり基礎控除については、個人住民税についての改正はない。③扶養親族等に係る所得要件の引き上げである。これも所得税と同様の対応になり、62万円とするものである。④ひとり親控除の見直しについてである。こちらは改正前の30万円から改正後33万円にするものである。以上が、1点目の物価上昇局面における基礎控除等の対応である。

2ページ目をお開き願う。2ページ目については、いわゆる住宅ローン控除の件である。既存住宅のうち、省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る

借入限度額の引き上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しを行った上で、適用期限を5年間延長するものである。こちらについては専決処分をさせていただきたいと思っている。

先ほどの件で漏れてしまったが、先ほどの103万円の壁については今後のお話になるので、6月議会に上程をさせていただきたいと思っている。

話を2ページに戻させていただく。次は、ふるさと納税の見直しである。ふるさと納税について、まず真ん中の図をご覧くださいと思う。ふるさと納税については3つの区分があり、まず白地となっている所得税の所得控除、この要素が一つ。真ん中の青く塗られているところ、個人住民税の基本控除分が一つ。今回ご説明させていただくのは、この赤い枠線で囲んだ個人住民税の特例控除分についてである。こちらについて、193万円の上限を新たに設定するものである。上に書いてあるとおり、特例控除額について193万円、給与収入が1億円相当の方が対象となってくるものである。これについては、令和9年寄附分から適用させていただく。ふるさと納税についてはもう1点、寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を現在50%であるが60%以上に設定するとともに、用途を公表することが予定されている。こちらについては条例改正の対象外となっている。また、影響額については見込めない状況である。

同じページのもう一つ下をご覧くださいと思う。個人住民税、特定暗号資産取引引きに係る課税の見直しである。居住者等が、暗号資産取引業者（仮称）に暗号資産の譲渡等をした場合、その譲渡所得についてはほかの所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税をするというものである。この特定暗号資産の取引引きに係るものについては、施行が金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日からになるので、この件については6月議会に上程させていただきたいと考えている。

続いて、次のページをご覧ください。法人住民税である。法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されるに伴い、法人住民税・法人事業税において、法人税に準ずる措置を講ずるところである。こちらについても条例対象外となっている。

続いて、軽自動車税についてである。環境性能割の廃止である。こちらについては、令和7年度末をもって環境性能割は廃止となる。なお、地方税の減収分について

は、安定財源を確保するため具体的方策を検討し、それまでの間国の責任で手当てすることになっている。令和8年度は、地方特例交付金により全額が補填されることになっている。こちらについては専決処分で行っていきたいと考えている。

続いて、グリーン化特例の延長である。電気自動車等の税額の減額を定めたグリーン化特例について、2年間の延長となる。これについても専決処分をしたいと考えている。

続いて、固定資産税についてである。特例措置の拡充及び延長で、まず1点目、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件を引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を5年間延長するものである。これについては専決処分で行いたいと考えている。

2点目、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置についてである。こちらについては対象を広げた上で3年間延長するものである。こちらの件については6月議会に上程させていただきたいと考えている。

次のページをご覧ください。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例についてである。こちらについては特例率を拡充するなどして3年間延長するものである。こちらについては専決処分で行いたいと考えている。

4点目、物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る課税標準の特例措置についてである。こちらの特例の対象見直しを行って2年間延長するものである。こちらは条例の対象外となっている。

5点目は、能登半島の地震に関しての特例措置である。こちらについては適用期間終了後も被災者支援を継続するため2年間延長するものである。これについても専決処分を行いたいと考えている。

最後になるが、固定資産税の免税点の見直しである。税金がかかるかかからないかの境となる点を免税点と申し上げているが、この免税点の見直しが行われたものである。現行家屋については、現在20万円の免税点を30万円、償却資産については現在150万円の免税点を180万円に引き上げるものである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件18番、おくやみコーナーの開設

についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松下市民課長 それでは、おくやみコーナーの開設についてご説明をさせていただく。資料をご覧いただきたいと思う。

1枚おめくりいただいて、まずおくやみコーナーの概要である。こちらは総務常任委員会でも以前からご説明させていただいているが、ご遺族の負担軽減を図ること、併せて各課事務の効率化を図っていくという考えで設置をさせていただきたいと考えている。

開設の時期であるが、令和8年4月1日を今予定させていただいている。それに合わせて、3月の26日からこちらの予約受け付けを開始させていただきたい。

サービスレベルであるが、レベル4-2、こちらは事前予約をいただいたご遺族になるが、手続を具体的に抽出し、申請書作成を補助した上で申請書を受け付け、証を回収する。事前予約をいただかないで当日窓口に来られたご遺族に関しては、おくやみハンドブックをベースに聞き取りをさせていただき、見込みの手続を具体的に抽出し、担当課を案内するという流れで考えている。

窓口数であるが、2ブースで、事前予約用、予約なしでご来庁された方用の窓口の2つで考えている。

次に、職員体制であるが、常勤職員1名、会計年度任用職員2名の1日計3名で運営していきたいと考えている。

予約方法であるが、当面は電話予約で、行く行くは市民の方の利便性、事務の効率化からもインターネット予約について検討していきたいと考えている。受け付け時間であるが、8時半から17時、予約可能日ということで、予約受け付けから最短で4営業日後にご来庁いただけるように庁内連携を図っていききたい。予約枠については、1日4枠、9時、10時半、13時半、15時の4枠を今予定している。

次のページをご覧いただきたいと思う。こちらはおくやみコーナーの流れで、まず電話でお申し込みをいただく。利用予約日を0日目とカウントさせていただき、予約を受け付けた段階でおくやみコーナー情報共有シートという庁内連携するシートを作成させていただき、翌日、1日目の9時までに各課に、この方はこういった手続が必要かを情報共有シートに記入するよう依頼をかける。2日目正午までに各課は、おくやみコーナーにどのような手続が必要なのか、どのような提出書類が必要なのかを回答する。3日目の10時までにそういったものをおくやみ

コーナーで集約して、手続案内、持ち物案内ということでご遺族にご連絡をさせていただく。ご遺族の方は4営業日後にご来庁いただき、おくやみコーナーで手続をしていただくような流れになっている。

次のページについては、事前予約なしでご来庁された方の流れになるが、おくやみハンドブックベースで聞き取りをさせていただき、具体的にどういった手続が必要かを抽出し、何課に行ってほしいという手続のヒアリングシートを作成させていただき、そちらをもとに該当課に行って手続を行っていただくような流れになっている。

次に、最後のページであるが、今後の予定である。本日、総務常任委員会へご報告をさせていただき、たま広報の3月20日号、併せて市公式ホームページにおくやみコーナー開設について掲載し、市民の方へ周知を図っていききたい。来週であるが、南多摩斎場、あと市民葬を取り扱っていただいている事業者の方々におくやみコーナーを開設するというご案内の通知を送付させていただく。3月26日に予約受け付けを開始させていただき、4月1日からおくやみコーナー開始というような流れで今事務を進めている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○池田委員 4日後ということは、例えば今日お電話をすると、18日、19日、20日、21日に来庁するということでしょうか。

○松下市民課長 そうである。4日営業日後という形になるので、週末は抜くということである。したがって、今日だと17日であるので、24日にご来庁いただくような形になる。

○池田委員 土日は外すのか。

○松下市民課長 そうである。4日以降である。

○池田委員 そうすると、インターネット予約を一日も早くやったほうがお互いわかりやすいというか、いつ空いているのかもネット上で確認しやすいかと思う。これは今後の検討というか、いつ頃を予定しておられるのか。

○松下市民課長 今予定というと、いつまでにということでは具体的に決まっていないが、L o G o フォームといったもので予約システムをカチっと入れるということではなく、L o G o フォーム等を活用すればその予約はできるだろうといったところであるが、今電話で受け付けをするのと、ウェブでも同時にやろうとすると、事務の細かな運用の部分で、どうやって対応していくのかを今内部で調整しているところである。

○池田委員 インターネット上で空き情報を見るほうが

わかりやすいと思うので、できればこちらを急いでいただいて、どこが空いていて、どこが自分の都合がよい、4日以降だったということだったら特にそうである。

したがって、そのほうがお電話でいついつが空いていると言うよりもネット上で調整しやすいと思うので、ぜひともネットでの予約をお願いしたいと思う。これから新庁舎建て替えになり、あと先ほど駅近の説明もあったが、これも将来は手続のことで来庁しなくても済むようなことでおくやみコーナーも今後、これから設置するのに何であるが、来なくてよいような形にだんだんくなっていくのかどうかを教えていただければと思う。

○松下市民課長 今行政手続については、情報政策課で法令に基づかないものについては基本的に100%オンライン化していくということで進めているので、行く行くは今おくやみコーナーで取り扱う予定の業務についてもオンライン化されてくると思う。ただ、オンライン化されない部分については、おくやみコーナーでしっかりと対応してご遺族の負担を軽減していく必要があるかと考えている。

○いいじま委員 細かいことであるが、他市だと死亡届を出してから何日かたってから予約してほしいというところもあるが、多摩市ではどうなのか。

○松下市民課長 死亡届を提出されてから、市の住民情報システムにその方がお亡くなりになったというデータを反映するまでに今大体10日程度かかっている。したがって、今度市民の方に周知させていただく際には、10日程度してシステムに反映されてから予約をしてほしいということでご案内をさせていただいている。お電話をいただいたときにも市民課でそちらのデータを確認をさせていただき、市民の方に十分説明していきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件19番、令和8年7月改選の多摩市農業委員会委員候補者の応募状況と今後の予定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 それでは、協議会資料の19をお開き願う。令和8年7月改選の多摩市農業委員会委員候補者の応募状況と今後の予定についてご説明する。

平成28年4月から農業委員会法の改正により農業委員

の選出方法が変更となった。これまでは選挙だったものが、今度は候補者の推薦、公募といったことを経て最終的には議会の同意を得て選任するという方法に変わっている。

まず農業委員の委員定数であるが、現在13名となっている。

任期であるが、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間。

次が候補者であるが、(ア)農業に関する識見を有している者、(イ)として女性・青年を積極的に登用する、(ウ)として利害関係を有しない中立委員を1名以上含むこととなっている。

次が候補者の応募方法であるが、推薦または応募によるということで、候補者が多数の場合は選考することになっている。

これまでの経緯であるが、令和8年1月に候補者の推薦及び募集を開始した。今現在、候補者の名簿を縦覧している。縦覧期間が令和8年3月2日から3月13日。申しわけない、今回サイドブックスに資料の添付を忘れてしまったので、後ほど添付をさせていただく。市公式ホームページでは公表しているので、添付をさせていただきたいと思う。

次が、推薦及び応募状況である。個人の推薦による者はいなかった、団体推薦が農業団体が10名、大学推薦が1名、その他個人でお申込みが1名、合計12名となっている。

今後の予定であるが、まず今月中に農業委員会委員候補者評価委員会、これは市の内部委員会であるが、こちらで書類選考等をさせていただく。その後、令和8年6月に令和8年第2回市議会定例会へ「多摩市農業委員会委員の任命同意について」を上程させていただき、令和8年7月に農業委員会委員の任命を行う予定である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○池田委員 定数13名のところ、今合計12名である。定数に達していないが、この辺はどうなのか。

○麻生経済観光課長 現状欠員のまま次期は委員を決定させていただく予定で今進めている。市内の農地も減っているし農家さんも減ってきている中では、今までの13名という体制をもう一回見直す時期ではないかと事務局としては考えている。こちらについては、農業委員会とも相談しながら次の行動を決めていきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件20番、多摩市森林整備計画の改定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○**麻生経済観光課長** それでは、協議会資料20をお開き願う。多摩市森林整備計画の改定についてである。

こちら多摩市の計画は、東京都の多摩地域森林計画を上位計画として策定している。今般東京都が5年に一度の定期見直しを行うとの連絡があったことから、私どもの市の計画を見直すこととなった。

現在の計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の計画である。これを5年に一度見直すということである。

次期計画期間については、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間となっている。

対象となる森林は、連光寺1丁目の1筆2,090平米となる。

当該地の用途は防風林で、そのほかに保安林としての指定がある。指定の目的としては土砂崩壊防備で、土砂崩れを起こさないようにこの森林を保安していこうという目的である。

計画の修正箇所は、次のページでご説明するので一旦飛ばさせていただきます。

計画の見直しスケジュールである。学識経験者（東京都森林事務所長）に意見照会をした。結果、本市の計画改定案には意見なしということで返っている。

その後、新計画（案）の縦覧を行った。令和8年1月20日から令和8年2月19日まで。これに関しては縦覧者なしで、意見の提出もなかった状況である。

その後、東京都への協議を行った。新しい市の計画内容で大丈夫だろうかということであり、当初回答は3月中旬を予定していたが、3月10日付で返事があった。この中では、意見なし、問題なしということである。

次が総務常任委員会への報告で、本日行わせていただいている。

最後に、多摩市森林整備計画の決定で、「令和8年3月下旬」と書いているが、東京都からの回答が3月10日にあったことから、これを受け3月11日に意思決定をさせていただいて、計画は決定している。

1枚おめくりいただいて、変更点をご説明させていただきたいと思う。こちらをおめくりいただくと、右側が変更前、左側が変更後となっている。計画期間が令和

「3」年から令和「8」年へ、終わりの期間が令和「13」年から令和「18」年に変わったというところ。次が、項目のページ数が「10」ページから「11」ページに変わる項目が1つあったというところ。次は、市街化区域の市の面積割合が従来「98%」となっていたが、都市整備部に確認したところ、現在「96%」である、どうも過去に間違いがあったようだというので、ここで訂正をさせていただいたところである。

次のページには、漢字が3か所違うということで変更させていただいた。今までは右側の生きるに長い「生長」を使っていたが、統一の文字を使うということで成るに長い「成長」を使うということで訂正させていただいたところである。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件21番、多摩市観光まちづくり基本方針についてを議題とする。

市側から説明を求める。

○**加藤商業・観光担当課長** それでは、協議会資料21をお開き願う。本件は、本市の観光に関する基本方針として決定した多摩市観光まちづくり基本方針についてご報告するものである。表紙にもあるが、サブタイトルに目指すまちの姿ということで「発見と交流が広がり、多様な価値が調和するまち」としているものである。また、目指すまちの姿の実現に向けて4つの取り組み方針を定めているものである。

こちらについては、昨年12月の総務常任委員会協議会で素案を報告させていただいた。その後12月23日から1月23日までパブリックコメントを行い、その後課長級の基本方針策定委員会を経て経営会議で決定しているものである。パブリックコメントについては28分の22ページからとなっているが、今回お2人からご意見をいただいたところである。いただいたご意見であるが、方向性等に関するものではなく、より読みやすくといったような観点でのご意見が主だったところもあるので、必要に応じて反映をさせていただいたところである。

そのほか、12月にお示しさせていただいた素案から、2ページに市長のコメントが入った。4ページに「第1章 はじめに」が入ってきたところである。あと、7ページから12ページに5本のコラムを入れさせていただき、20ページ以降に参考資料として多摩市における「観光」

に関する検討の経緯、先ほどご説明したパブリックコメントとその対応と写真を加えたものとなっている。

本方針をもとに、産学官民が連携して本市の観光について取り組んでいくものとなっていく。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いいじま委員 まち全体の活力と魅力を高めていくためにということで、まちづくり方針会議でいろいろと出されたかと思うが、観光政策というのは本来の目的は地域経済への効果なのかと思うが、観光による経済効果を市としてどのように考えているのかお聞きしたい。

○加藤商業・観光担当課長 多摩市の観光というところでは、前回も触れさせていただいたかもしれないが、従来型の名所旧跡などを目指したような観光は多摩市ではないというところで、都市型の観光ということで市外から訪れる人々がみどり・文化・人との触れ合いなどを通じて魅力を楽しんでというところの中で、今、委員からあったが、町を訪れ消費して再び訪れたいくなるような体験をする来訪・消費・再訪が、多摩市の観光の中では非常に大事なところかと考えている。この循環的な関係性が生み出される活動に重きを置いているところである。

○いいじま委員 来訪して消費していただいてということであるが、基本方針だからかもしれないが、来訪者数をどのくらいの目標にする、観光して消費していただく金額をどのくらいの目標にする、そういった目標を本来入れるべきところかと思う。そうしないと成果を評価できないが、そのあたりはどのように考えているのかお聞きする。

○加藤商業・観光担当課長 観光については行政だけでこれを進められるものではないというところが、観光政策の特徴的な部分かと考えている。先ほど申し上げた産学官民の連携によって、旗をここで掲げたところになる。こういったところを皆さん意識しながら観光について取り組んでいくことになるので、今回方針を定めさせていただいているところである。そういった中で、今言われたところもあるが、計画的に目標値を定めるのは現時点ではなじまないと考えているところである。

○いいじま委員 旗を掲げて、これからというところかと思うので、ぜひにぎわいづくりをしっかりとさせていただいて、さらにはしっかりと地域経済を支えるような取り組みを進めていただければと思う。

○いぢち委員 1点だけ。14ページに、学生さんもまちづくりに積極的に参画というところがあり、これは今までやってきたことではないかと思うが、これから先、

その学生さんをキャッチして本当に積極的に参加してほしいわけで、そのための仕掛け、こういったところへどのように勧誘して、こういうことをやるのでぜひ来てほしいというのは、こういった形でやっておられるのか。

○加藤商業・観光担当課長 学生の力は、活性化のところでは非常に大事なものと認識している。今14ページを開いていただいているところであるが、ここまで4年間やってきて、今年からまたさらに5年間実施していくということで進めているタマリズムプロジェクト、南多摩5市、八王子市、日野市、稲城市、多摩市、町田市で連携して進めている産官学にこちらも連携しながら、各南多摩5市の観光にとってもよいところを若い方の視点で価値づけしながらこういったことができるのではないかとという提案をしていただき、実証をその5市の中でやっていく。そういったことで行政ともつながり、産学官民が取り組んだ成果を共有する場なども設けているところである。そこからつながりが広がっていくこともこの中では考えているので、これをきっかけにして学生に観光を通したまちづくりに参画していただくことを進めているところである。

○いぢち委員 コラムのところでも「コト消費」などということもあり、多分皆さんも今までのようにただ物のやり取りではない、体験を通じて面白さを高め合ったり、言ってみれば体験を商品とするようなことをお考えなのではないかと思うが、私はどうしても若い友人とのつながりでいつもイメージするのが世界的規模のイベントになっている同人誌即売会コミックマーケットなどに行って本当にカルチャーショックだったが、本当に自分たちがプレーヤーでもありお客さんでもあるということをやっているのが一つと、本当に彼らが卒業しない。したがって、いきなりそういったようなことを多摩市でポンとやれるとは思えないが、できれば彼らの主体性を生かす取り組みと、あとは4年間大学にいる間はやった、終わった、卒業した、さようならにならないようなことを目指してやっていただきたいと思っている。ここのところには何かご意見があればお伺いするが、私は終わりである。

○加藤商業・観光担当課長 本当に趣味・志向が多様になっていて、推しの部分の活動から派生する部分が非常に広がっていると考えているところである。そういった我々行政では思いつかないような部分、先ほど委員からあったが、学生のそういったところからの発想の部分をどのように膨らましてつないでいけるのが大事なところかと考えている。そういったところも意識しながら、

行政はつなぐところが非常に肝になってくる部分でもあると思っているので、取り組みが進められるかと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件の最後22番、投票区の区割り見直しについてを議題とする。

選挙管理委員会からの説明を求める。

○高階選挙管理委員会事務局長 投票区の区割り見直しについて、協議会のナンバー22の資料に沿って説明をさせていただきます。

まずスライドの資料1ページ目であるが、タイトルの下に米印で補足させていただいているが、本資料の内容については昨年3月総務常任委員会協議会で報告させていただいたものになる。当初は令和8年4月、今年の4月から新しい区割りでの選挙執行を予定していたものであるが、十分な準備対応できなかったために、実施時期を1年後に変更することを報告させていただくものである。

では、前回と同じような説明になるが、スライド2ページ目である。区割り見直しの背景であるが、本市の投票区は有権者数や地勢によって25か所に区割りを行っている。近年、大規模集合住宅の建設等によって駅周辺に人口が集中している。一方で、人口が減少している区域もあり、各投票区の有権者数の偏在が拡大している状況にある。また、面積が大きくて自宅から投票所まで移動距離が長い区域もある。こういった状況を踏まえ、各投票所を効率的に運営できるように、投票区の区割りと投票所の配置を見直すものである。

次のスライド、多摩市の投票所についてである。投票所であるが、解散や辞任による急な選挙であっても使用可能な学校等の公共施設を中心に、駐車場があるかどうか、投票所の動線、バリアフリーなどを考慮しながら決定しているところである。各25の投票区に一つずつ投票所を設置しているので、小・中学校を中心に25の投票所を設置させていただいている。

次のスライドは、（参考）と記載させていただいているが、25ある投票区の区割りを図にしたものである。各投票区の面積であるが、青い線が区割りの境界になるが大きなところ小さなところかなり差があるところが見てとれるかと思う。例えば第10投票区は左側に突き出た

百草団地のところになるが、こういった非常に小さな投票区もあれば、第21投票区は南西のエリア、ゴルフ場も含まれるが、この図でいくと左下の山王下から唐木田にかけてで、非常に大きな面積の投票区もあるところである。

次のスライドが、今見ていただいた図の面積と有権者を数字であらわしたものである。赤枠で囲んでいるが、第21投票区を見ていただくと、面積と有権者が他の投票区と比較して大きな数値になっているのが見てとれるかと思う。先ほど例示させていただいた第10投票区と比較すると、面積が約15倍、有権者数は約8倍となっているので、非常に大きな偏りが出ていることが見てとれるかと思う。

次のスライドは、過去、近年の区域の変更例について挙げさせていただいている。これまでも有権者数の偏在などを解消するための区割りの見直しを行っており、資料の例は令和5年4月の多摩市議会議員選挙の本選挙の際に変更を行ったものである。赤い点線が変更前の境界、青い実線が見直しを行った現在の境界になっている。

左の図を見ていただくと、聖蹟桜ヶ丘駅周辺になるが、網かけの部分に大規模な集合住宅約770戸のマンションが建設され、該当の網かけの部分が本来は西側の第11投票区の区域であったが、この西側の投票区が有権者数が市内の投票区で2番目に多いエリアになることと、学校等の大型の公共施設がないので現在集会所を投票所として利用させていただいている。

したがって、投票所の機能や安全性を維持するために、この網かけの部分が東側、右側の第2投票区になるように区割りの変更を行ったところである。右側の地図は、西永山中学校の跡地があったエリアになる。西永山複合施設の場所であるが、現在都営住宅が建設されており、この都営住宅の入居者が敷地から道路東側、右側の前面道路に出ていくと、赤い点線の境界の北側の投票区の投票所、永山中学校が見直し前の投票所であったので、永山中学校に移動するためには境界の南側投票区の投票所、瓜生小学校の正門前を経由して永山中学校に行くようなルートになるので、都営住宅の入居者が混乱しないように、この赤い点線を青い実線に変更し、都営住宅の方は瓜生小学校が投票所となるように区割りの見直しを行ったものである。これら2つの見直しであるが、いずれも新たな入居者のみが対象になっていたもので、入居開始後初めての選挙での変更であるので、住民への影響は特になかったものである。

次のスライドが、見直しの対象エリアになる。対象であるが、先ほど赤で囲んでいた第21投票区、山王下、中沢、唐木田の全域と、鶴牧1～2丁目、あとは6丁目の一部が含まれているエリアになるが、北東から南西に延びた非常に大きなエリアになっており、大型集合住宅も複数あるということで、面積、有権者ともに25の投票区の中で最大となっている投票区になっている。したがって、目的に記載しているとおり、第21投票区的面積と有権者数を縮小して周辺の投票区と均衡を図り、第21投票区の有権者の利便性の向上と投票所の混雑解消、安全性の確保を考えているところである。最後のその他の部分であるが、第21投票区の区割りの見直しを行うことにより、当然隣接・近接する投票区も区割りに影響が出てくる。第21投票区を縮小する分、隣接する投票区的面積、有権者を拡大することになるが、今回の見直しにおいては、各投票区の平準化が目的であるので、現在25ある投票区の総数は据え置く考えである。

次のスライド、周知方法の案についてである。先ほどの例示2つは、近年の見直しだと変更した区域の有権者が集合住宅に入居してから初めての選挙であったということで事前の周知も必要なく投票日当日の混乱もなかったが、今回見直しを行う場合は、これまで投票していた投票所と違う場所に変更になる有権者が複数おられるので十分な周知が必要と考えている。周知方法を4つ記載している。

1つ目が、入場整理券に投票所の変更を明示する。投票所入場する際に必要となる入場整理券であるが、全ての有権者に公示日または告示日までに届くように郵送させていただいているので、そちらに変更の旨を明示する。2つ目が、たま広報選挙特集号に掲載。たま広報選挙特集号であるが、選挙の都度全戸にポスティング配布しており、投票日や期日前投票の場所や開所の時間、不在者投票制度などを掲載させていただいているものになる。3つ目が、選挙啓発用広報紙に掲載。選挙啓発用広報紙であるが、毎年1月か2月に発行させていただいており、市内の自治会・管理組合等に回覧用に配布させていただいているものである。4つ目が、多摩市公式ホームページへの掲載。市公式ホームページに掲載するだけではなく、2つ目の案内方法でご説明させていただいた、たま広報選挙特集号にQRコードを掲載するなどしてより広く周知できるような対応を考えているところである。

次のスライドは（参考）であるが、今3つ目のところでお伝えさせていただいた選挙広報紙「多摩市しろばら」

に掲載させていただいたものである。

最後に、変更時期・スケジュールである。この区割り見直しであるが、冒頭で申し上げたとおり、来月執行の多摩市長選挙・多摩市議会議員補欠選挙からの導入を予定していたが、参議院議員選挙の実績報告作業が例年よりも増加したことと、システム標準化の進捗が順調でないようなところもあったので、区割り見直しに向けた十分な準備対応ができなかったところで、表で訂正させていただいているとおり、区割りの見直しの実施時期を1年後の令和9年、2027年の4月に変更させていただきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

午後3時49分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後3時49分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一